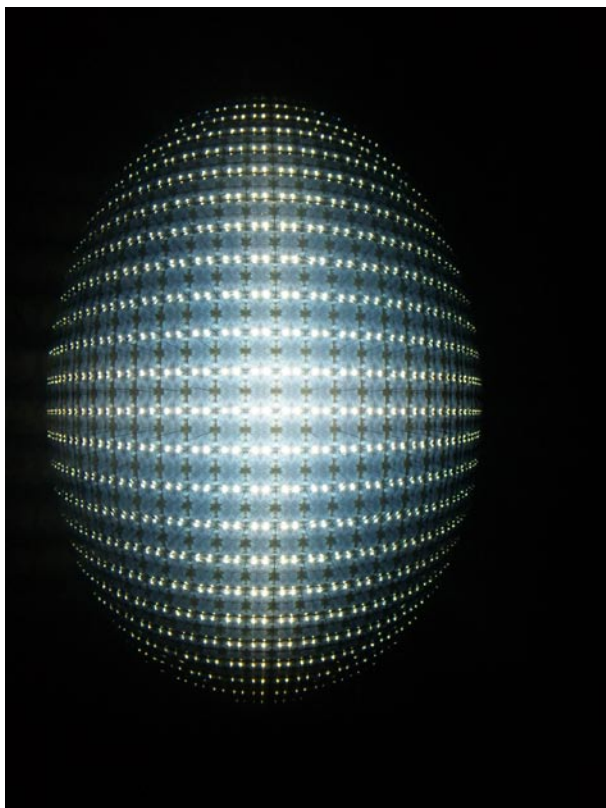
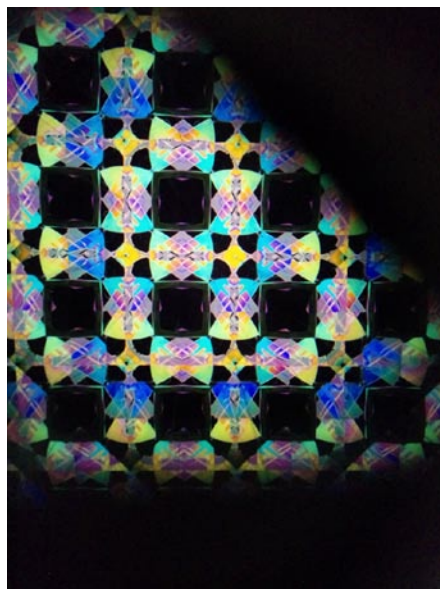
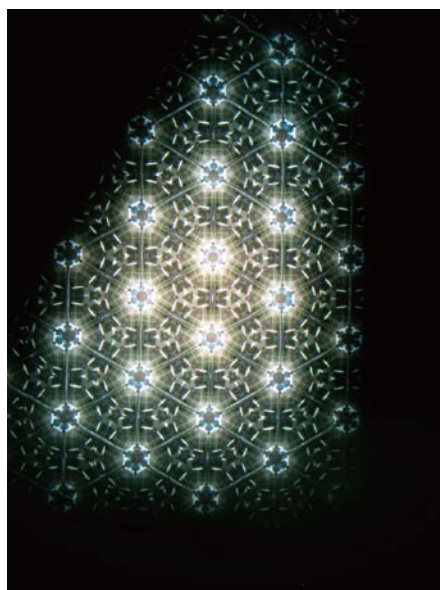




現代万華鏡の映像世界(いずれも細野朝土作) 右下写真は細野作万華鏡の外観

細野さんの作品は右記サイトでもご覧になれます。http://www.kaleidoscopes.jp/jp/artists_hosono.html

第46回

万華鏡はストーリーのある印象派アート ほそのともお 細野朝士さん

筒状になったものの一方の側面から中を覗きこむと、きれいな幾何学模様の世界が広がり、筒を回していくと模様が千変万化していく、その華麗な世界に心を奪われた経験はどなたにもあるかと思います。最近の万華鏡は昔と比べてずいぶんと進歩(と言っていいんでしょうね)してきているようで、表現のバリエーションも多彩であり、複雑さとか不思議さとかゴージャスな感じが深まり、場合によっては模様が非対称的に感じられることもあったりして、ファンタスティックワールドを堪能することができます。

私は長いこと万華鏡の世界のこの進歩を知らずにいたのですが、アメリカでは根強い人気があり、特に十数年前あたりからは日本にも飛び火してきて、万華鏡専門のミュージアムやショップもできるほどになりました。万華鏡を創作する人も増えてきて、全国各地で展覧会が開かれたりもしているとのこと。

細野朝士さんの作品は筒の外観がとてもシンプルであるのとは対照的に、内部では陰影の彫りの深い模様がとても精緻に展開していく神秘の世界に魅入られてしまいました。

万華鏡の仕組みについて細野さんから説明を受けましたが、原理としてはいたって簡単なんです。六角形とか五角形の単純な回転対称の形から、もっと複雑な多角形が小さきさま、画面全体に整然と並んで宝石のように輝いたりする模様も、原理的には2枚から4枚の鏡の組み合わせで実現することができるとのことでした。

家に帰って長方形の小さな鏡を2枚探し出して、さっそく試してみたところ、確かに、2枚の鏡の角度を少しずつ開いていくと、多角形の角数がだんだん増えていって、模様が徐々に複雑化、ゴージャス化していきました。原理的なところはそれで一応把握できました。(因みに、鏡が2枚の場合は収束する模様、3枚または4枚合わせた場合は拡がる模様になるそうです。)

そうすると、2枚の鏡を合わせて固定化する作業がどれくらい精緻にできるかの度合いが、万華鏡のイメージ作りの上で大きな比重を占めるということですね。それはまた模様構成の完成度にも関係しているとのこと。

技巧に関することでは、鏡の幅を一方から他方にかけて狭くする(長い台形にする)と球体のような立体感のある画像となったり、偏光フィルムを使って色の変化を出したりとか、その他いろいろとテクニックがあり、また作家の方はそれぞれ自分のオリジナルなテクニックを開拓しているようです。

万華鏡の筒の部分は、材質はガラスが使われることが多いようですが、紙、金属、木、陶器などでも作れます。細野さんの万華鏡は真鍮またはステンレスの金属単味のごくシンプルな作りで、一見ルーペの趣きです。ルーペで微細の世界をのぞき込む風情で、実は万華の華麗な世界に浸っているというわけです。

専門のウェブサイトは細野さんの作風の特徴について、「万華鏡をストーリーのある印象派アートと位置づけて」と紹介しています。

——— 仕組みは単純、しかし工作の精度の高さが複雑な模様を生み出す。

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 656
2011 September



表紙写真
「降臨」

第26回写真コンクール銀賞
山本 隆博●香川会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

03 表示に関する登記における実地調査の指針の改定について

法務省民事局民事第二課 地図企画官 西江 昭博
不動産登記第二係長 山本 貴典

09 専務理事・常任理事就任の挨拶

14 地籍学の法的側面・技術的側面について

第2回 土地取引における地籍の持つ意義 京都産業大学大学院法務研究科 教授 村田 博史

18 事務所経営の必要知識

一時代にあった事務所経営のために一

第4回 信頼関係を築くビジネスマナー P-Create 人材育成コンサルタント 松下 香寿美

21 公嘱協会情報 Vol.91

22 津波被害を受けた登記簿の修復作業

地籍問題研究会幹事(元JICA専門家) 坂本 勇

26 完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 帯広

～釧路土地家屋調査士会の取組み～
釧路土地家屋調査士会広報担当理事 安井 恵子

28 土地家屋調査士 業務形態・報酬実態調査について

30 会長レポート

32 会務日誌

33 ちょうさし俳壇

34 団体定期保険加入者募集

35 土地家屋調査士名簿の登録関係

36 ネットワーク50

長野会／大阪会／奈良会

40 編集後記

表示に関する登記における 実地調査の指針の改定について

法務省民事局民事第二課 地図企画官
不動産登記第二係長

西江 昭博
山本 貴典

- 1 はじめに
- 2 実地調査の概要
- 3 実地調査に関する指針
- 4 指針の改定
 - (1)「第1 総論」について
 - (2)「第2 実地調査」について
 - (3)「第3 登記の種類別の実地調査実施の判断基準」について
- 5 調査報告書について
 - (1)土地家屋調査士等の役割
 - (2)土地家屋調査士等の調査及び測量
 - (3)調査報告書
 - (4)調査報告書と実地調査
- 6 おわりに

1 はじめに

表示に関する登記は、権利の客体である不動産を現地で特定できるよう不動産の物理的状況を登記記録に記録して公示するものであり、不動産登記制度の基礎を支える重要な機能の一つとなっています。このため、不動産の物理的な位置、形状、その範囲等を正確に登記記録に反映させ、適正な不動産の客観的な状況をそのまま公示させるためには、登記官に実質的な審査権を与えて実地調査をすることが不可欠となっています。

この実地調査に関しては、平成18年8月25日付け法務省民二第1997号民事第二課長通知により、表示に関する登記における実地調査に関する指針（以下「18年指針」という。）が定められ、各法務局及び地方法務局においては、18年指針に基づき調査報告書を活用するなどして、表示に関する登記事件の処理を行っていました。ところが、18年指針の発出後における実地調査の実施状況は、不十分なものであり、登記官が本来の表示に関する登記における実質的な審査権の行使に消極ではないかと思われるような事態が生じておりました。このような状況を踏まえ、法務省では、今般、平成23年3月23日付

け法務省民二第728号民事第二課長通知をもって、指針の改定（以下「改定指針」という。）を行いました。

そこで、本稿は、土地家屋調査士の方々に向けて、この改定指針について、その経緯、内容等について若干の考察を加えて解説を試みました。実務の参考となれば幸いです。

なお、文中の意見にわたる部分については、あくまでも私見ですので、この点の御理解をお願いします。

2 実地調査の概要

表示に関する登記について申請があった場合及び登記官が職権である場合において、登記官が必要であると認めるときには、当該不動産の表示に関する事項を調査することができるものとされており（不動産登記法（以下「法」という。）第29条）、原則として実地調査を行うべきものと解されています（不動産登記規則（以下「規則」という。）第93条本文）。ただし、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人（以下「土地家屋調査士等」という。）が登記の申請をする場合において作成した不動産に関する調査の報告（以下「調査報告書」という。）その他申請情報と併せて提出された資料又は公知の事実等登記官が実地調

査をする必要がないと認められる場合に限って、所要の实地調査を要しないとされています(規則第93条ただし書)。

どのような場面で实地調査をするのかといった判断は、個々の登記申請事件を登記官が処理する際に行われることになりますが、表示に関する登記が土地や建物の物理的状況を公示するものであり、権利に関する登記の前提となる重要なものであることを考慮すれば、登記官が表示に関する登記の対象となる不動産を自分の目でみて判断することが不可欠であり、事情の許す限り積極的に不動産の实地調査を励行しなければならないとされております(不動産登記事務取扱手続準則(以下「準則」という。)第60条第1項)。

实地調査をするには、あらかじめ地図その他各種図面等を調査し、調査事項を明確にした上で行うものとされ(準則第60条第2項)、その調査の結果が、土地又は建物の表示に関する登記の申請情報に記録された土地又は建物の表示に関する事項と符合しないときは、法第25条第11号により却下されることになります。

3 实地調査に関する指針

表示に関する登記においては、実質的審査の一つとして登記官が実際に現地で確認し、あるいは実際に物を見てその適否を判断するという登記官の最も重要かつ基礎的な権限を適切に行使する必要がある、それを体現しているのが实地調査です。この实地調査を疎かにするということは、適正な表示に関する登記の実施に背を向けることにもなりかねません。

しかし、現実の問題としては、全ての表示に関する登記の申請等につき实地調査をするということは、適正な処理の面からはそうすることが理想であるとしても、登記事務の迅速処理の面から考えれば現実的ではないといわざるを得ません。また、法は、必ずしも全ての表示に関する登記の事件につき实地調査をすることまでを予定しているともいえません。

このため、必ず实地調査をすべきものと必ずしも实地調査を要しないものとに分類して、効果的かつ効率的な実施調査を実施する観点から、18年指針が定められたところです。さらに、各法務局及び地方法務局においては、18年指針に基づいて、さらに細部の事項について土地及び建物の实地調査に関する要領を定め、実施調査の運用を行っているところです。

18年指針では、表示に関する登記の申請又は地図等の訂正の申出のあった事件につき、実質的に实地調査を必要とする事件に関しては確実に实地調査を行うものとする一方、事件の種類、申請人等から提供された情報、登記官が職務上知り得た事実等に基づき、申請等の内容が真正であると判断することができる事件については、实地調査を省略するものとしています。

しかしながら、18年指針では、一応、登記の種類別に实地調査を要する事例と要しない事例を区分していましたが、最終的に实地調査をするかしないかは、登記官が登記事件ごとに個別に判断するものとされていました。また、18年指針の総論部分における实地調査の要否に関する記述から、調査報告書の提供があれば、实地調査を要しないとする誤解が生じていました。

4 指針の改定

表示に関する登記については、登記官の実質的審査権に基づく实地調査を効率的かつ効果的に運用する観点で、18年指針が示されたわけですが、上記で述べたとおり、18年指針の解釈について誤解を生じて運用されるケースが生じたことから、今般、改定指針が発出されたわけです。

この改定指針については、次のような内容となっています。

(1)「第1 総論」について

ア 目的

冒頭部分において、实地調査の重要性を掲げることとしました。

イ 实地調査の実施の判断

18年指針においては、表題が「实地調査の要否」とされ、登記官が实地調査を実施するか否かは、申請情報等から総合的に判断するものとしていましたが、一定の要件を示して、その要件を満たす場合は实地調査の実施を省略するものとしており、特に「調査報告書が提供されており、申請等の内容が真正であると認めるに足りる事項が記録されていると判断したとき」は实地調査を要しないものとして取り扱うとしていたため、調査報告書が添付されていれば、实地調査を要しないとの誤解が生じた可能性があります。

そこで、改定指針では、实地調査の実施を要しないとの判断ができる要件を改め、調査報告書が提供

されている場合でも、「それ以外に提供された情報及び登記官が登記所内外で収集した資料等によって職務上知り得た事実とを併せ考慮することによって、登記官が申請等の内容が真正であると判断することができる」と限って、実地調査を要しないと判断することができるものとし、より慎重な判断が必要なことを明らかにしました。登記の種類別の判断基準については、18年指針と同様に第3で示すこととしました。

また、添付情報により申請等の内容が真正であることを確認することができる種類の登記を示し、実地調査を要しないこととしました。一方で、嘱託登記については、官公署によるものとはいえ、それだけをもって実地調査を省略することのないよう、申請に対する審査と同等の内容としました。

(2)「第2 実地調査」について

18年指針においては、第2の10として「虚偽の調査・測量に基づく申請等への対応」について示していましたが、改定指針では、内容が登記の実地調査と直接関係のない土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の適用に関するものであったため削除することとしました。しかし、虚偽の調査・測量についてのこれまでの姿勢を変えるものではありません。

(3)「第3 登記の種類別の実地調査実施の判断基準」について

18年指針においては、「実地調査の要否の例示」としていましたが、改定指針では、これを全面的に書き改め、実地調査実施の判断基準として、登記官が申請の内容が真正であると判断する場合に少なくとも必要であると考えられる要件を掲げるものとなりました。したがって、当然ではありますが、改定指針第3の1又は2の要件を満たせば、直ちに実地調査を要しないと判断できるのではなく、登記官は、第3で掲げられている情報に加え、登記所に保管されている情報、公知の事実、調査報告書、その他の情報を総合的に検討した上で、実地調査を実施する可否かを判断することとなり、総合的に検討した結果、申請の内容が真正であると判断できる場合に限って実地調査を要しないと判断できることになります。

ア 土地の表示に関する登記

(ア)表題登記

土地の表題登記が申請されるのは、公有水面埋立、未登記であった道路や国有地などを取引する場

合であると想定されますが、官公署の証明書が提供されたり、官公署からの嘱託の場合において、法第14条第1項に規定する登記所備付地図(地図に準ずる図面であっても、世界測地系の図郭座標値を有するものなど、精度が高いものを含む。以下単に「14条地図」という。)と筆界点の位置が一致することが確認されれば、実地調査を行わなくても、筆界を確認することができると考えられることから、この要件を満たす場合であって、調査報告書に必要十分な記録がされ、また、申請情報、添付情報その他の情報等との齟齬がないことを条件に、実地調査を実施しないとの判断をすることができることとしました。ただし、14条地図が備え付けられている地域であっても、表題登記においては、当該地図にない土地を新たに書き入れるものですので、判断は慎重に行われるべきです。

(イ)地目の変更又は更正の登記

地目を宅地に変更する場合は、その土地に建物が建てられていることが登記簿上明らかである場合又は建物が建てられることが確実な官公署の情報があるときには、実地調査を行わなくても、当該土地の地目が宅地であると認定できる蓋然性が高いことから、調査報告書に必要十分な記録がされ、申請情報、添付情報その他の情報とを総合的に検討し、実地調査を実施しないとの判断ができることとしました。

また、調査報告書に含まれる写真の情報が確実に現地を示していると判断できる場合には、位置関係等も考慮すれば、実地調査を実施しなくても、申請等に係る土地の地目を認定できる場合も考えられることから、この場合にも、上記の場合と同様に実地調査を実施しないとの判断ができることとしました。なお、当該写真が現地を示したものであると確実に判断できる場合とは、例えば、住宅地図で申請等に係る土地の近くに示されている目印となるようなものが、当該土地を撮影した写真の中に含まれており、その位置関係から現地における当該土地の位置を特定できるような場合です。ただし、これらの場合であっても、近年の画像処理技術の発達等に基づく偽装が考えられることを踏まえると実地調査を実施した方が望ましいことはいうまでもありません。

なお、農地からの地目の変更又は更正の場合には、慎重な対応が必要であることから(昭和56年8月28日法務省民三第5402号民事局長通達参照)、実地調査の実施を要しないとの判断をするに当たっては、少なくとも、農地に該当しない旨又は農地の転用許

可があったことを証する官公署の証明書の提供を要するものとなりました。

(ウ) 分筆の登記

分筆の登記については、登記官の筆界認定の権限を体现する重要な登記であることを考えると実地調査は特に必要ですが、提供された地積測量図の内容が申請等に係る土地につき登記所に備え付けられている14条地図又は当該土地若しくは当該土地の隣接地に係る現地復元性のある地積測量図若しくは筆界特定図面と合致している場合には、現地において筆界を認定しなくとも、申請等に係る土地の筆界を容易に判断できると考えられます。また、調査報告書に分筆線の位置が申請人の意思に合致している旨が記録され、現地における分筆線の位置が示された写真が添付されている場合には、申請等により新たに設定される筆界を確認することができます。そのため、これらのいずれの場合にも該当することを実地調査を実施しないと判断するための必要条件として掲げることとなりました。

「分筆線が申請人の意思に合致したものであることが分かる記録」とは、具体的には、申請人が分筆線に係る筆界点の位置を地物等との相対的な位置関係から確認していることを記録したものを想定しています。また、「当該分筆線の現地における位置を示すものであると確実に判断することができる写真」とは、具体的には、住宅地図等の他の資料と併せて、客観的に分筆線に係る筆界点の位置が確認できる写真を想定しています。

なお、隣接地所有者の筆界確認書が添付されている場合にも現地の筆界を確認することができる場合があり、その場合には、実地調査を実施しないこととしても問題ないのではないかとの見方もありますが、当事者が作成した筆界確認書は、これに筆界についての登記官の評価が加えられ、登記官が筆界を確認するまでは、当事者間の筆界に関する合意を示すものにすぎないのであり、調査報告書及び筆界確認書が添付されていることだけをもって実地調査を実施しないと判断することは適切ではないと考えられることから、本指針には盛り込まれていません。

(エ) 地積に関する変更又は更正の登記

地積の変更又は更正の登記は、分筆の登記とともに、登記官の最も重要な権限の一つである土地の筆界の認定を行う登記であるため、従前に提出された地積測量図上の面積計算が誤っていたり、申請書の記載が誤っていたりした場合などの特殊な場合を除

いては、実地調査を要するものの一つです。ただし、分筆の登記の場合と同様に、提供された地積測量図の内容が申請等に係る土地又はその隣接地に係る現地復元性のある地積測量図又は筆界特定図面と整合している場合には、現地において筆界の認定をしなくても、申請等に係る土地の筆界を確認することができると考えられることから、実地調査を実施しないと判断することができる必要条件として掲げることとなりました。

なお、申請等に係る土地につき登記所に備え付けられている14条地図と整合している場合にも同様に考えていいのではないかとの考えもありますが、14条地図と整合しているにもかかわらず、地積の変更又は更正がされる場合には、筆界の確認を慎重にする必要があると考えられることから、本指針には盛り込んでいません。

また、筆界確認書については、分筆の場合と同様です。

(オ) 土地の滅失の登記

土地の滅失については、土地が確定的に海没した場合や地図の精度が悪い場合で元々現地に存在しない土地であるときなどが考えられますが、官公署の証明書を添付して提供された場合で、申請情報、添付情報その他の資料から総合的に判断して、実地調査を要しないと考えられるときは、実地調査を実施しないことも考えられます。

イ 建物の表示に関する登記

(ア) 表題登記(区分建物を含む。)

建物の表題登記については、官公署の証明書(具体的には、建築確認書や検査済証)又は建築請負人の証明書(具体的には、引渡証明書)から、申請等に係る建物の所在、種類、構造及び床面積並びに所有者が明らかになっており、かつ、該当建物の写真が調査報告書に添付され、該当建物の外観及び内部を確認することができる場合には、実地調査を実施しなくても、建物の表題登記に係る事項を確認することができると考えられることから、調査報告書に上記証明書の内容と合致する必要十分な記載があり、申請情報、添付情報及びその他の情報との齟齬がない場合には、実地調査の実施を要しないと判断をすることができることとなりました。

なお、官公署の証明書及び建築請負人の証明書のいずれをも要することとして、より慎重な判断を求めることも考えられますが、建築確認の対象となっている地域が限られていることなどから、官公署の

証明がされないことがあることを踏まえ、また、建物に係る申請等については、土地の筆界に係るものと比較して、調査報告書をより活用することができると考えられることから、いずれか一方の証明書が提供されていれば足りることとしました。

また、調査報告書に貼り付けられる写真について、建物の外観だけでは、内部の状況が明らかでなく、内部が完成にほど遠い状態(いわゆる張りぼて)である可能性もあることから、内部の状況を撮影した写真により、建物の内部をも確認の対象とすることを明確にしました。

(イ)建物の表題部(表題部所有者に係る事項を除く。)の変更又は更正の登記

これも、表題登記と同様の考え方に基づいて、少なくとも確認が必要な情報を整理しました。

(ウ)合体による登記等

合体による登記についても、(ア)及び(イ)と同様としました。

なお、合体による登記等については、合体であること(増築ではないこと)について慎重な判断が必要であり、実地調査を省略すべきではないとの見方があります。これは、平成5年の合体の登記の制度の創設前であれば、合体前の建物の登記簿は、合体により閉鎖され、その建物に関してされていた抵当権等の登記も消滅してしまい、合体後の建物に引き継がれなかったことから、このような考え方があったものと推測されますが、制度創設後は、合体の登記を特別視する必要があるため、(ア)及び(イ)と同様としたものです。例えば、増築による表題部の変更の登記についても、合体でないことの判断が必要となることについては、合体による登記の場合と同様ではないかと思われます。仮に、このような懸念がぬぐいきれないということであれば、「申請等の内容が真正である」ことの判断の中で慎重に対応することとすれば足りるのではないかと考えられます。

(エ)建物の滅失の登記

建物の焼失による滅失の場合は、消防署等の証明書が交付されることがあり、そのような場合は、建物が滅失していることの蓋然性が高く、実地調査を実施しなくても、該当建物が滅失していると認定することができると考えられることから、実地調査の実施を要しないとの判断ができる必要条件として掲げています。

また、該当建物が存在した場所に異なる建物が新築されている場合も、該当建物が滅失していることの

蓋然性が高いことから、同様としました。ただし、該当建物がえい行移転されている場合や一部滅失している場合なども考えられることから、調査報告書等で慎重に確認することが必要であると考えられます。

さらに、第三者の権利に関する登記がされていない場合や登記がされていても当該権利が消滅していることが明らかである場合には、第三者の権利を害することがないため、解体業者の証明書や該当建物の滅失が明らかとなる写真を必要条件として掲げることとしました。この場合には、当然に、調査報告書に必要十分な記録がされている必要がありますが、これらと申請情報、添付情報その他の情報を総合的に判断して、実地調査の実施を要しないと判断することができます。

なお、調査報告書に添付された写真によって判断する場合、実際には異なる場所を撮影したものであったときには、滅失の判断を誤るおそれがあることから、当該写真が現地を撮影したものであることを含めて調査報告書を十分確認する必要があることは言うまでもありません。

5 調査報告書について

(1)土地家屋調査士等の役割

表示に関する登記において、土地又は建物の調査・測量を行ってその物理的状況を把握し、分析することは、相当の高度な専門的知識と技術を要するものです。このため、法は、申請人から提出された表示に関する登記についての実質的な審査権を登記官に与えて、その物理的状況の的確な把握を行うよう義務付けているわけです。

しかし、いかに登記官といえども、全ての表示に関する登記の申請等について完璧な調査及び測量を行うことは不可能です。そこで、表示に関する登記の申請等を代理する専門家として土地家屋調査士等が関わることによって、表示に関する登記の円滑かつ適正な実施を実現させているわけです。

(2)土地家屋調査士等の調査及び測量

土地家屋調査士等は、他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記について必要な土地又は建物の調査、測量をすることができる(土地家屋調査士法第2条)とされています。調査とは、現地における土地の筆界の認定をするための根拠となる事項の把握や確認、土地又は建物の所有権の帰属、区分建物としての条件を具備するかなどの確認・調査をい

い、測量とは、筆界や建物の位置の特定に必要な情報を取得した上で、地積や床面積の算定を行い、地積測量図や建物図面等の作成をすることを目的とするものをいいます。

この調査のうち、現地調査では、様々な方法で収集・整理した資料等に基づき、土地家屋調査士等が対象物件(土地又は建物)の所在する現場に出向いて調査を行っており、例えば、現地における土地の筆界を確認したり、建物としての要件の確認をする作業を行っています。現地調査の際には、土地家屋調査士等は、依頼人の立会いを求め、又は依頼人と協議して必要とする利害関係人の立会いを求め、証言や書面等の確認を行うことになっています。

このように土地家屋調査士等は、登記をするに当たって必要な事項を現地であらゆる観点から調査、確認を行うことになり、それが表示に関する登記の真実性を担保することになっているわけです。

そして、土地家屋調査士等は、この現地調査の結果を調査報告書に詳細に記載した上で、登記の申請の添付情報として、登記所に提供することになります。

(3) 調査報告書

調査報告書は、平成16年の不動産登記法の全部改正に伴って、規則第93条の規定による登記官の实地調査を要しないとする判断材料の一つとして同条ただし書に規定されたものです。この様式については、日本土地家屋調査士会連合会からの照会に基づき、法務省民事局民事第二課長からの依命回答により各法務局・地方法務局にも通知しています(平成19年2月19日付け法務省民二第407号民事第二課長依命通知)。この調査報告書については、土地家屋調査士等が現地調査の結果を的確に記録できるようになっており、当該現地調査の正確性を確認する点でも意義あるものと考えます。

(4) 調査報告書と实地調査

上記のとおり調査報告書の提供は、表示に関する登記の真実性を確保する点からも大いに貢献できるものとなっていますが、しかし、この調査報告書の提供があるからといって、登記官の实地調査を省略できると考えるのは適切ではありません。依頼を受けて表示に関する登記の申請を代理する土地家屋調査士等と、公的な記録に登記事項を記録して、これを広く一般に公開する登記官とは、自ずから立場が異なるからです。

すなわち、土地の筆界について言えば、土地家屋調査士等は、その専門的知識及び経験を駆使して筆界を認定するための根拠を探索・判断できる唯一の専門家集団ですが、依頼人の依頼に応じてそのような職務を行うのに対し、登記官は、依頼人の立場とは無関係に、公的な記録に登記事項を正確に記録するという立場において、筆界を特定又は認定するという権限があり、この点において土地家屋調査士等と登記官とは、立場が異なっていると考えられます。

したがって、土地家屋調査士等から調査報告書の提供があっても、登記官としては、实地調査を省略すべきではありません。もっとも、登記官による实地調査の際には、土地家屋調査士等が既に実施した現地調査と同様の調査を一部省略し、効果的な事項を抽出して調査を行うことで差し支えない場合もあるものと考えられます。これに対して、土地家屋調査士等でない者が申請する場合、例えば、所有者等本人が申請する場合には、土地家屋調査士等が実施した現地調査の担保がないことから、登記官が实地調査をする際には、必要な全ての事項について調査を要するものと考えられます。

6 おわりに

文中でも述べましたが、实地調査は、表示に関する登記を実行する上で、登記官の実質的審査権を体现している最も基礎的であり、かつ、重要な権限の一つです。これを疎かにすることは、正しい表示に関する登記の実行を放棄していることにほかなりません。むしろ、土地家屋調査士等が作成する調査報告書は、表示に関する登記の適正化の一翼を担うべきものです。しかし、上記でも述べましたように、登記官と土地家屋調査士等では、その立場が異なっており、その異なる立場からの調査が合わさって、現地における物理的状況を的確に捉え、正しい表示に関する登記が国民の皆様に公示できるものと考えております。

したがって、土地家屋調査士等の皆さんにおかれては、このような登記官の実質的審査権を体现している实地調査の在り方について御理解をいただくとともに、土地家屋調査士等が行う調査についても、適切かつ確実に行っていただくことが極めて重要であり、これによって、真に国民の信頼に応えられる表示登記の制度が実現できるものと考えます。

専務理事の指名を受けて

専務理事 竹谷 喜文

本年6月開催の第68回定時総会において、新会長となられた竹内八十二会長から連合会会則第7条但書による理事の指名を受け、役員に選任され、この度、専務理事を仰せつかることになりました。

平成19年度の総会で、松岡前会長の指名をいただき連合会入りし、2期4年、常務理事兼事務局長として、微力ながらも、瀬口専務理事を補佐しつつ、連合会内部の意見調整や、関係機関との間のパイプ役を務めさせていただきました。

今回の役員人事では、常勤役員を1名とする体制でスタートしておりますので、正副会長、常任理事、理事、監事の皆さまのご支援がありませんと、自分の役割を果たすことができないものと考えておりますし、外回りの仕事が増えてまいりますと、事務局の運営も、事務局次長ほかに、頼らざるを得ないところが多く出てまいるかと思っております。

平成23年度の事業方針大綱にもありますとおり、①東日本大震災からの復興への対応、②事務所経営基盤の確立への取組み、③公共嘱託登記受託環境整備の積極推進、④土地家屋調査士法の改正に向けた取組みなど、課題は山積しておりますので、私自身は連合会内外の潤滑油となるべく努め、役・職員が一丸となって各事業に邁進することができるよう、態勢の整備に心掛けてまいります所存です。

全国の土地家屋調査士会、また、会員の皆さま、よろしくご指導・ご支援をお願い申し上げます。



就任のご挨拶

総務部長 加賀谷朋彦

この度、関東ブロック協議会の推薦をいただき理事に再任され、7月7日の理事会において総務部長を仰せつかりました。

本年度は、事業計画にあります「連合会業務執行体制の整備・充実」について、昨年度導入しました「Web会議システム」を活用し、会務の効率化を図ってまいりたいと考えております。また、連合会組織、会務運営の体制等につき、最善の方策を検討、実施し、事務局機能及び業務執行の充実を図っていく所存です。

本年度竹内会長が総務部事業の重点項目に挙げている中の一つに、「土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援」がありますが、連合会と各土地家屋調査士会の役割の明確化等について検討し、各土地家屋調査士会の会務運営等の充実を図っていきたいと考えております。

表示に関する登記手続の適正化に関しては、表示に関する登記手続が適正に行われるよう、法務省及び各法務局との連携を深めてまいります。本年度本格導入される見込みである土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される法違反調査につき、調査の手法、結果に対するその後の処理等が円滑に進むよう法務省及び各法務局と十分な協議を重ねていく所存です。

専門資格者として当然遵守すべき倫理に関しては、「土地家屋調査士倫理規程」をもって会員に周知し、倫理についての意識の啓発を継続的に行ってまいりたいと考えております。

特定認証局の運営に関しては、「土地家屋調査士電子証明書」につき鋭意発行に努め、効率的な業務運営を行い、有効期限を満了する会員に対して円滑な更新発行を行っていきたいと考えております。

今期総務部は、私と福島会の柴山次長、東京会の瀧下次長そして福岡会の山本理事の4名のメンバーで担当いたします。連合会の一隅を照らすべく頑張る所存ですので、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。



財務部長に就任して

財務部長 小保方廣幸



このたびの連合会定時総会において、関東ブロック協議会から連合会理事として推薦をいただき、初理事会において竹内連合会長から常任理事財務部長職の拝命を受けました群馬会出身の小保方と申します。

私は、群馬会副会長時代の6年前に一度連合会財務部理事を経験させていただきました。その当時の財務部長は今年の定時総会まで専務理事を務めていた瀬口さんでしたし、次長には熊本会出身の高木さんでしたので、ほとんどの財務部会務はそのベテランの二人で熟していたような状態でした。その2年間の大きな事業とすると、1つは認証局の立上げであり、2つ目は会費の値上げがありました。会費の値上げのことは総会の審議の中でも議論が白熱して一応の決着はみましたが、少し後味の悪い思いをしたのを覚えています。

連合会の役員退任後は群馬会の会長として連合会の会務を見てきましたが、効率的な会費の使われ方がされていたのが最近疑問に思われてなりません。もう少し効率的な会議方法や委員会の設置について、思慮する必要があるのではないかと。会費においてもこれ以上値上げをすることは容認されとは考えられませんし、会員は減少に歯止めがかかりませんし、少ない予算で大きな効果を生み出す方策をしていかなないと大変な事態に陥ることになると思われます。抜本的な連合会諸規則の見直しが必要不可欠と考えております。特に役員の給与や旅費規程等にもメスを入れる必要があると思います。役員の給与にあっては、暫くの間見直しがなく、今の実情とはどうなのかを。旅費規定については、現状と照らし合わせてどうなのかを、精査する必要があると思われますので会員が納得できるような体系作りに尽くしたいと思います。

何はともあれ浅学菲才ではありますが、2年間の任期を竹内会長をはじめとする多くの役員と協調を持ちながら改革に取り組みたいと思います。皆様のご提言もどしどしお申し付けください。



常任理事就任挨拶

業務部長 児玉 勝平



理事として2期目、今年度は業務部長を仰せつかりました。何とぞよろしくお願いしたいします。

前任も同じく業務部でしたため事業の懸案や継続性での戸惑いもなく、このまま安定飛行をと望んでいたところですが、「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改訂)」に対応した業務の充実、さらに業務改善に伴う国民への説明など喫緊に改善を求められる事業が生じているため、安定ならぬ一段の加速が求められており、身を引き締めているところです。

また、この改定指針への対応は、全国の募る要望で改善検討中の不動産登記規則第93条不動産調査報告書へも影響しています。今年度は何とかその結了を得たいところでしたが、実地調査に関する改定指針に必要な事項も急ぎ盛り込まなければならなくなり、若干の検討期間が避けられないのではと案じてます。しかし、業務改善のためにも一刻も早くお届けできるようにしたいと思います。

この他、これからの社会に対応した業務の発展にも着手しなければなりません。まずは調査・測量実施要領の全面改訂と業務資料の情報データ化を進めたいところです。事前規制型から事後責任型へと社会理念も発展し、それに伴い国民の求めも変わりつつあり、土地家屋調査士法第1条にある「権利の明確化」への期待も多彩になってくるでしょう。技術的にも情報的にも今から慣れておくことで、私達を取り巻く環境の大きな変化にも動じることもなく、高台からの展望のように遠くを見通せるのではとの期待に賭けていきたいものです。

山積する業務部事業に津々浦々の会員の経験を生かし、一刻も早く悩みに応えられるよう尽くしたい所存です。

就任のご挨拶

研修部長 中塚 憲



関東ブロック協議会から推薦をいただき、第68回定時総会において理事に再任され、7月7日の理事会の承認を得て、常任理事研修部長を拝命いたしました。

前期は広報部担当理事として内外への制度広報に取り組むとともに、記念式典、G空間EXPO、地籍シンポジウム2010、全国一斉表示登記無料相談会、テレビドラマ放映等の制度制定60周年記念事業に立ち会わせていただきました。

その中で、土地家屋調査士は長く慣れてきた「依頼を待つ」受身の態勢から、国家資格者として、自己の職能をもって新しい分野に進出する働きかけを行い、さらに国や社会に自ら情報やメッセージを発し、時代を創造していく存在へ進化しつつあると思いました。その一方でまだまだ意識と姿勢の変革、社会への浸透が必要なことも実感しました。

また、この度の東日本大震災に際しては、連合会大規模災害対策本部情報班として復旧・復興の支援に微力ながら関わってまいりました。

土地家屋調査士の業務基盤である土地・建物にも甚大な被害をもたらしたこの大震災は、原発災害やその他の様々な要因も相まって、未曾有の国難となっています。犠牲になられた方々のご冥福を衷心からお祈りし、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。復興に向けて会員の皆様一人一人が被災地に心を寄せ、いま何ができるのかをお考えいただくことはもちろん、今後の防災、減災について、その時にすべきことは何か、平時から準備できることは何かなど、組織としても取り組んでいかなければならないと思っています。

今期の研修部は志野担当副会長の下、私と、函館会の服部道明次長、徳島会の井上吉幸理事が担当します。ADR認定土地家屋調査士の研修の支援、特別研修の受講促進、実務トレーニングの検討を柱とし、これらとコンテンツの拡充を含めたeラーニング、Webシステムの活用を縦横に結び付けて取り組んでまいりたい、またCPD制度の実務への活用、ADR認定土地家屋調査士の実動を考慮した特別研修のあり方を長期的課題として検討していきたいと考えています。

連合会役員として最善を尽くしたいと思いますので、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご支援、ご協力を、なにとぞよろしくお願い申し上げます。



常任理事就任のご挨拶

広報部長 戸倉 茂雄



中国ブロック協議会から推薦いただき、今期、広報部長として、常任理事に就任することになりました。

昨年は、土地家屋調査士制度制定60周年という節目の年でした。全国の土地家屋調査士が、諸先輩方の足跡をたどりながら、不動産に係る権利の明確化のために公正な立場で誠実に業務を行うことを確認しあった年であったと思います。3月11日に発生した東日本大震災により、被災地では、今なお厳しい状況が続いていると思いますが、復興へ向けてご尽力されている被災会からの情報を、今期も全国へ発信し続けることにより、復旧・復興へのお手伝いしたいと思います。

先の総会では、7月31日が「土地家屋調査士の日」として制定されました。この土地家屋調査士法が施行された記念日の広報活動を通じて、土地家屋調査士の制度と業務を広く市民の方々に知っていただき、土地家屋調査士会員の一人ひとりがその社会的使命を再認識する機会となるよう取り組んでまいりたいと思います。

土地家屋調査士制度を取り巻く状況は日々変化しておりますが、人材育成に関して教育機関との連携を図りながら寄附講座・講演会・インターンシップ制度の推進を支援し、社会・経済情勢や国際的な視野での情報収集にも努めてまいります。さらに、我々の日常業務の支援に関する取組み、制度充実発展に対する方策や各種関連団体等との連携、また、先に述べました復興支援活動等のテーマを掘り下げるため、多くのアンテナを張り巡らし、タイムリーな情報を発信できるよう、連合会各部との連携をさらに深め、がんばっていききたいと思います。

皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。



常任理事就任のご挨拶

社会事業部長 小林 昭雄



日本土地家屋調査士会連合会 第68回定時総会において、竹内新会長から指名理事の任命を受け、常任理事として社会事業部長を拝命しました青森会所属の小林昭雄です。

私はこれまで、平成19年度から平成22年度までの間、東北ブロック協議会の推薦理事として社会事業部の次長・部長をそれぞれ2年間ずつ務めてまいりました。

この間、14条地図関係・筆界特定制度関係・ADRセンター関係・公共嘱託登記関係等、日調連会則施行規則に定める社会事業部の対応項目に取り組ませていただきました。

14条地図関係では、法務省民事第二課に14条地図作成作業規程の提案と解説書の作り込みをプロジェクトチームの皆さんと取り組み、法務局、地方法務局が発注する登記所備付地図作成作業の入札参加資格・仕様書・契約書等の改善提案を行ってきました。

筆界特定制度関係とADRセンター関係においては、「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRセンターの連携」に取り組み、連携の具体化について法務省民事第二課と数回の協議を重ねて各会にお示しすることができました。連携の説明資料(イラスト)を自治体に提供して連携の広報活動に役立てていただくようお願いしました。また、筆界特定制度関係では「筆界特定制度に関する指導者養成研修会」を開催し、ADRセンター関係では、認証申請に向けたセンターへの事前面談の開催をするとともに各会へ「ADR運営報告書」の提出をお願いしました。

公共嘱託登記関係では、社会保険庁の事件以来、公共嘱託登記関係の適正な発注に向けて、土地家屋調査士の制度及び業務の啓発を目的とするパンフレット「公共調達編」と「制度・業務編」を制作して各会に頒布してその活用をお願いしました。

これらの取組み姿勢は新体制においても変えることなく継続していきますし、会長・担当副会長提案の付託事項にも積極的に対応するつもりであります。社会事業部が立ち上がって6年目になりますが、全国会員の皆さんから、様々な意見や情報提供を頂いて進めて行きたいと考えておりますので宜しくご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

常任理事就任のご挨拶

研究所長 小野 伸秋



この度、研究所長を拝命しました小野伸秋と申します。

前期までの業務部長の職とは異なり、私が今まで想い続けてきた将来の土地家屋調査士制度についての研究を行うことができる、願っても無い部署であることから、ある意味運命的なものを感じる反面その責任の重さを感じながら「本当に業務拡大、業務改善の研究を行う場の提供を受けたのだ！」と実感しています。

特に竹内会長の新体制は実務に直結した研究に対する意気込みが強く感じられ、以前の理事1名から3名に増員し、研究所担当事務局職員も3人体制に増員しての対応となりました。後は私の努力次第であるということになるのでしょうか。

そこで、私は今期に課せられた事業計画の内から、事業の詳細を計画するに当たり、短期(1、2年)、中期(3～5年)、長期(10年)に区分し、研究テーマ毎に研究員をお願いするつもりでいます。また、特にこのような不景気な社会の風を払拭できるような研究を重点的に行いたいと考えています。

例えば、短期的な取組みとして「情報公開システム」の研究があります。これは、私達土地家屋調査士の作成する情報は多目的利用できる情報であるのに有効に利用されていない「もし、この情報をネット社会に流通させたらどんな市場開拓が可能か!」についての研究です。民間企業及び地方自治体との連携なども視野に入れて、個人情報保護法、著作権法を横目で見ながら進めることになります。

また、長期的な取組みとして「土地家屋調査士制度改革・業務拡大中長期計画」があります。土地家屋調査士が考える地図作成事業、境界確認業務等の付帯業務、地域の慣習に対する研究など中長期にわたって、会員自身が、また会が計画していただけるような環境整備の研究にも力を入れてみるつもりです。これは、会長からの付託研究である「調査・測量実施要領の全面改訂」の重要課題とも関わっての研究になります。

しかし、あまり欲張って計画倒れしないように、研究員、理事、事務局の力を借りて頑張りますが、何か近頃、自分自身がワクワクしているせいか、それとも気のせいか日調連の事務局の中も大変明るくなったような気がして、この1期2年間の船出が楽しく感じるこの頃です。

最後に、私は前期までの藤木所長のような教養はありませんが、土地家屋調査士実務に対する研究への取組みは引けをとらないつもりです。今後、会員の皆さんに研究への参加、意見、事業協力等を求めるようなときには是非ご協力いただき、全国の土地家屋調査士全員でIT社会になじむ次世代の土地家屋調査士制度を構築しようではありませんか。何卒ご協力をお願いして私の就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いします。

地籍学の法的側面・技術的側面について

第2回 土地取引における地籍の持つ意義

京都産業大学大学院法務研究科
教授 村田 博史

1 はじめに

昨年10月に、地籍問題研究会が発足し、それまで専門家間で、個人的・個別的に行われてきたわが国における地籍に対する研究が、組織的な体制の中で実施されることになった。実際、従来から地籍をめぐる研究は、歴史をはじめとして地籍の調査手法、調査の成果等々たくさんの研究業績が蓄積されてきている。ただ、その内容は、個人的な関心からしたためられたものや、実務あるいは政策面での必要に迫られたうえでの研究ということも多くあって、一般的に体系づけられた形として、そうした分野の研究について社会的に認識されるに至らなかったようにも思える。ある意味で、広く「地籍とは何か?」という視点で専門的、体系的に議論された研究は、分野にもよるが少ないのではないだろうか?

そうした状況を前提にして、今回、日本土地家屋調査士会連合会から私自身が長年研究対象としてきた課題の一つである「借地契約」をめぐる問題の中で地籍にかかわるテーマについての原稿依頼を受けた。しかし、借地契約に限定した問題とのかかわりで地籍を論ずることは、あまりにも管見にすぎることになると考え、本稿では、もう少し幅を広げて、土地取引一般との関係で地籍にかかわる問題について、思うところを提示してみたいと思っている。

2 土地取引の現状認識

現代社会において、土地取引(売買、借地契約、担保設定など)は、人々の経済生活を支えていくうえで最も重要な取引の一つに数えることができる。その取引が、土地の所有者が必要に応じてその意思に基づく土地の処分を行うことから始まることになることは、誰もが理解することができる。

ところで、取引の前提となる財産についての所有権は、民法あるいは近代法学を少しでもかじった者

にとって、その基本的な権利概念を「物を直接、排他的に支配することができる権利」として認識されている。しかし、物支配の権限が具体的な物を前にした場合に、時としてその支配の及ぶ範囲が不明確になる場合が現実に存在する。例えば、他人の土地にリンゴの木を植えて、丹精込めて育てたリンゴの木にリンゴの実がなった場合、実は、リンゴの木を植えて育てた者に帰属するのか、あるいは土地の所有者に属することもあるのかといった問題は、その土地を使う権利の有無などを考慮して考え方を变えるのが民法の立場である。また、土地に建物を建てる場合でも、いろいろな材料(動産)を組み立てて建物(不動産)になり、材料の提供者、その建築を行う大工さん、建物の建設を依頼した注文主が絡んで完成した建物についての所有権は、最初材料提供者に帰属していた動産所有権が何時から、どのようにして最終的に注文者の所有する建物(不動産)として帰属することになるのかの理論的な説明は簡単ではない。その根源にある考え方は、①権利の帰属者はその権利の及ぶ以上のものを他人に対して処分することは認められていないということ、②権利者は、自分の意思のみによって自己の権利を処分することができる、という2つの原則に基づいて判断されることになるからである。リンゴの木の所有者は、他人の土地にその木を植え育てるには、土地の所有者によって土地を使うことが認められなければならない。したがって、黙って他人の土地にリンゴの木を植えてしまうと、場合によってリンゴの木の権利自体が土地の所有者のものになることもあり、またその土地は自分の所有する土地だと思ってリンゴの木を植えてしまっている場合もありうるので、その場合も法律の対応は異なることになる。

一方で、所有者は通常自分の所有物が、どのような形状をし、どれだけの大きさがあり、それが何処に存在するのかについて、当然認識をしているものである。そうでなければ所有者は、所有物から得ら

れる利益を享受することができない状況におかれることになるからである。

このようなことは、土地の所有者についても当てはまるはずである。しかし、現実にはそのように断言できる状況にあるかということについて、疑問符が付くことになる。そのことは、現実には特定の土地について、隣地所有者との間で境界争いが起こっている事実からもいえることである。つまり、自分が所有していると考えていた土地と隣地所有者が自分の土地であると考えている土地とがどこかでその所有権支配が重複するようなことになるから、境界をめぐる紛争が生じるのである。さらに、土地の境界をめぐる紛争の場合、特徴的なことは、目的土地の一部についての所有権支配をめぐる紛争になることである。一般的な財産に対する所有権帰属が紛争になるのは、目的物全体に対する所有権の帰属が争いの対象となるのであって、例えば洋服に対する所有権はその全体が誰に帰属するかが争われることがあっても、袖だけの帰属をめぐる争いになることは考えられない。もちろん、土地についてもそのような全体の所有権帰属についての紛争が存在しないわけではないが、境界争いは、その境界線の所在をめぐる争いであり、相隣接して支配している土地相互間において、自分の土地としての支配がどこまで可能なかが争われることになる。このような紛争は、ほかには集合物の支配の範囲をめぐる起こりうる可能性が考えられるが、極めてまれである。それでは土地においてそのような紛争が生じる原因はどこにあるのだろうか？

3 土地が有する特殊性

土地以外の財産についてみれば、目的物そのものについては、1個の目的物がどれであるかを当事者あるいは第三者からも、見た目の通り判断することができるし、それと異なるような取引をする場合には、当事者の合意によって決めることができる。

しかしながら、1個の土地がどれであるかについては、見た目で判断した結果がそれであるとは限らない。土地の所在場所が取引の当事者の認識と異なることは、考えにくい。土地の形状や広さについては異なる場合もありうる。しかし、そうした場合で

あっても当事者はそのまま取引を進めてしまう場合がある。そのようなことがなぜ起こるのかを考えたとき一般市民の土地に対する誤った理解があるのではないと思われる。

国民が支配することができる1筆の土地は、国家がその国土の中で、国自体が支配管理する土地(官有地)を除いて、国民による支配を認めた「地租改正」事業にさかのぼって理解しなければならない。国は、国民によるその1筆地の処分等の権限を認めて、それに税を課すことを目的として、その課税負担者を決めたので、1筆の土地について、処分権を認められた国民においてさえ、自由に1筆の土地の境界を変えることは許されないものとされている。ところが、その後立法化された民法の規定において、「取引の自由」が標榜されることになり、1筆の土地の一部についての処分が可能と考えられるようになった。このことは、民法の原則の一つである「一物一権主義」との理論的調整が求められることになる。その点について、民法は、土地の所有者がその一部について処分する際、その一部であっても独立した財産としての利用価値を有していると考え、相手方においても同様の価値を認識しているために、そうした取引が成立する。そして財産の処分は、当事者の合意があれば有効に成立することになる。したがって土地の一部であっても、それ自体独立した価値物として取引は可能とされるのである。

では、そうした土地の一部がAからBへ売却されたとすれば、今度Bからその一部の土地を買い受けようとするCは、Bがその一部の土地の所有者であることを、どのようにして知ることができるのか。土地のような重要な財産の取引において、CとしてもBの言い分だけを信じるわけにいかない。しかし、実際にはBが使っている現状を確認して取引に応じることも全くないわけではない。しかし、民法が予定しているのは、そのことを不動産登記簿に反映させておくように求めている。すなわち元のA所有の土地を分筆して、新たに独立した登記を行うことで、権利の公示を行おうというのである。こうした手続きが、「地租改正」に基づいて国民に土地に対する所有権が認められたときから、滞りなく行われてきたとすれば、今日、土地の境界をめぐる紛争は、かなり減少していたのではないと思われる。

しかし、土地についての権利変動は、常に他人間で「売買契約」によって起こりうるものとは限らない。相続や時効取得、あるいは川や池の氾濫など災害による滅失など様々な要因で権利変動が生じる。特に、相続では、わが国は家督相続が行われたために、相続人は最初から一人に特定され、相続によって土地などが自分の財産になったことを公示する必要もないと考えられた。また、実際登記手数料などの負担を回避して登記を行わないケースも少なくなかった。要は、新しい権利者の中には、土地を現実に支配してその利益を確保することができれば十分であると考える者は少なくない。その結果、権利を公示する役割を果たすべき不動産登記が必ずしも信頼することができない状況にある。

4 土地取引と地籍との結びつき

土地は、周りの隣地と接触しており、それを分ける境界線は、目に見えない線で分けられている。したがって、そうした境界線を明確にする手段を講じておかなければならない。この手段として考えられるのは、現地においてその境界線を示す物(境界標など)を設置することが考えられる。しかし、そうした人為的設置物は、紛失や破壊、あるいは移動されてしまう可能性があり、必ずしも信頼を置くことはできない。その意味で、国民にとって最も重要で、価値のある土地の権利に関連して、自分の所有地であることを明確にする制度は、非常に大切であるにもかかわらず、確立されていない。それにも拘らず、実際に国民の間で境界線の明確化に対する関心は、それほど高くない現実がある。

それには、土地の境界線は、国が租税徴収のために決めたものであって、それを管理するのは、国の責任において行われるべきものだという意識が存在するのかもしれない。しかし、私有財産制度をとるわが国において、自分の財産である土地について隣地との境界を明確にして、管理する責任は、所有者自身にある。しかし、土地の所有者においてこの点について意識を持っている者は、実際には多くないのではないだろうか。例えば、土地の取引をするに際して、取引対象の土地について、その場所や面積そして形状については誰もが関心を持っていると思

われるが、隣地との境界について正確な情報を得ようとする者は、多くはない。さらに、この情報について、現在においては、単に登記簿に記載されている内容だけでは不十分であることまで理解している者は少ない。登記簿とそれに備え付けられている、地図などによって、現地が確認できればそれであるが、そうした地図等の書面が不十分な場合も多くありうる。そうしたことを前提にすると、土地を取引したのちに、その土地の境界をめぐって隣地所有者との間で紛争に巻き込まれないようにする方法を知っておくことは大切なことである。

しかし、実際にはこのような方法を知っても、個人的にこの問題に自分で対応することは難しい。一般の土地所有者が自分で、正確にその土地を確定することができる方法はない。専門家である土地家屋調査士の手によって明らかにするのが、最も安全で確実な方法であるといわざるを得ない。しかし、その場合であっても、土地家屋調査士の仕事を短期間に行うためには、登記簿に備付られている地図がどのような地図なのかが問題になる。不動産登記法が14条に定めている、いわゆる14条地図か、あるいは公図(地図に準ずる図面：明治期の地租改正以後、地図を管理してきた税務署に備え付けられてきた地図など)といわれる地図なのかによって、正確な結果を得るための手間が異なってくる。実は、不動産登記簿に備え付けることになっている地図をめぐって、現在全国的に「地籍調査」が実施されているのであるが、その作業の進捗状況は、作業を実施する主体となっている自治体の事情によって、大きな差異が生じているのが現実である。地籍調査は、地方の固定資産税確保だけが目的でなく、住民の土地所有権を明確にする上で大切なものである。そのことを各自治体は積極的にPRすべきであろう。

5 現状に対する対応

現在、国民が土地取引を行う場合に、とり得る手段は、土地の所有者が責任をもって当該土地について、測量を実施して筆界(国が定めている1個の土地を区分けする境界)と自分で認識し隣地所有者の了解もある所有権界とが、一致していることを確認することがある。その際、筆界と所有権界が異なる

ことがあれば、所有権界と筆界を合致させるか、分筆などをして、取引に充てる土地を明確にする必要がある。しかし、そのようなことを土地の所有者に求めるということになると、その費用は土地の価格に反映させられることにならざるを得ない。それでは、土地取引を行う費用がかさみ、当事者は望まない状況が生じてくる。多くの土地取引において、将来の土地の境界をめぐる争い(筆界の位置を明確にするための筆界確定のための紛争と自分が実際に手に入れた土地を明らかにする所有権確認の紛争の二つがある)を避けるにはそうした費用の負担も当事者にとってやむを得ないものと考えることができれば、こうした作業を通常のこととして実施する方策を考えることもできよう。例えば、以前から鯨島信行氏が提唱されている不動産取引主任を擁する不動産仲介業者が土地を仲介する場合に、重要事項説明書において必ず目的土地の地図あるいは筆界確認書などによって土地取引の目的土地が明らかにするよう義務付けることが考えられる。

6 最後に

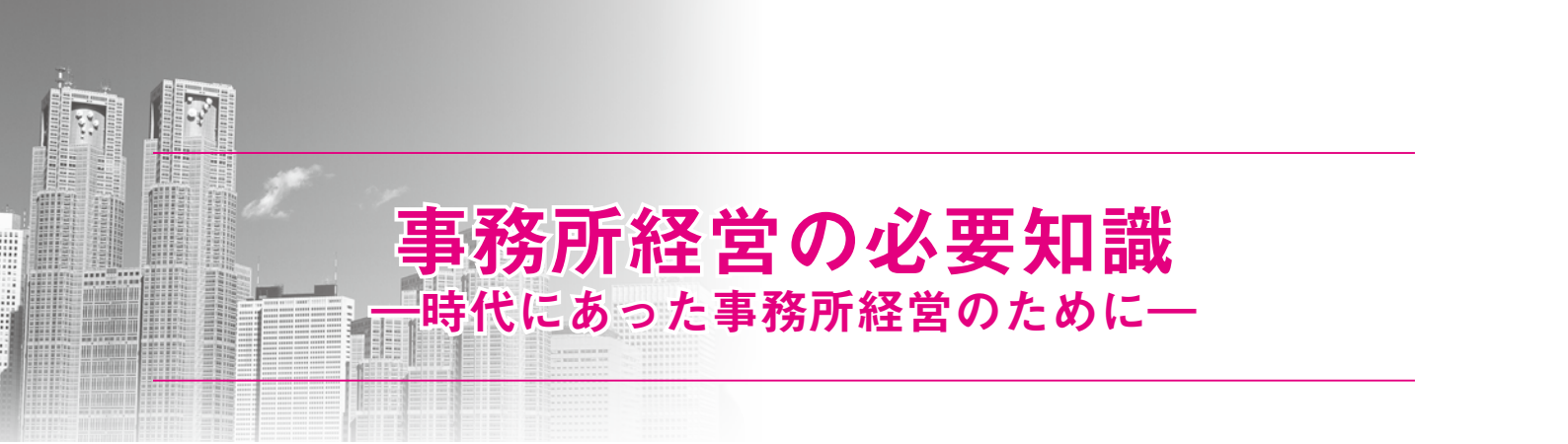
以上、述べてきたように、経済の発展が世界の

トップクラスに位置づけられるようになったわが国において、土地の取引をめぐる実態は、国民の土地に対する無知ともいえるほどの信頼に裏打ちされて、成り立っている。この点については、法学教育に携わる者として国民に対して十分な情報を提供して、啓蒙を行ってこなかった責任を痛感する。

だからと言って、わが国がグローバルな経済活動の中心の位置にあって、活動するために、この現状はやむを得ない状況であるとか、日本人は互いに信頼の上に立って取引を行っていける民族だとして手をこまねいているわけにいかない。

何よりも、不動産登記簿に備え付ける地図の整備は、喫緊の課題である。同時にその地図を的確に管理していくためのシステムを確立することによって、土地取引における、1個の目的土地(筆界で区分けされた1個の土地)と所有者が処分しようとする土地の実体が一致するように確保できることに近づく。その意味で、地籍調査の早急な促進が求められることになるであろう。また、地籍問題研究会において、地籍に関する様々な研究を深めていくことによって、その成果を社会に発信していくことが望まれる。

以上



事務所経営の必要知識

—時代にあった事務所経営のために—

第4回 信頼関係を築くビジネスマナー

P-Create 人材育成コンサルタント 松下香寿美

ビジネスマナーとは「相手を大切にする心の表現方法」であり、信頼関係はもとより顧客満足に大きく関わる重要なソーシャル・スキルです。「仕事ができる人」は感じが良く、「感じが良い」には「訳」がある。その「訳」を理解し、自分の表現力を磨いていきましょう。

「ビジネスマナーの重要性」

「サービス」の定義は顧客満足研究の第一人者であった故佐藤知恭氏(元白鴎大学教授)によると「人に役立つ行為・情報の提供」であり、サービスの質および顧客満足は「何を(What)」「どのように(How)」提供するのかによって決定しますが、この「どのように(How)」が「態度的サービス」であり「ビジネスマナー」です。

「ビジネスマナー」は「ソーシャル・スキル」であり「コミュニケーション・スキル」でもあります。

コミュニケーションの刺激には「見た目」「声の感じ」「言語メッセージ」がありますが、印象決定の割合は「見た目55%」「声の感じ38%」「言語メッセージ7%」と言われるのが「メラビアンの法則」です。

また、第一印象の決定時間は平均6秒といわれており、第一印象を含む印象の初頭効果は全体の8割もあるということです。人間の心理特性として、早い段階で形成された先入観(見立て)をその後正当化したいという心理が働くためだと考えられています。つまり、最初に「感じが良い」というアンテナが立てば、感じが良いところを拾い、「好意をもった人の話は信じて受容し、要請にも積極的に応えようとする。」(チャルディーニの法則)のですから、その後の人間関係や仕事に大きく影響します。

相手と良い関係を築けることで、仕事がスムーズに進み、相手の満足度も高まり、相手から笑顔や感謝・ねぎらいのことばを受けることになるので、仕事に対する更なるモチベーションにも影響します。

このように「出したものが返ってくる」ということ

を意識しておくことの重要性を私は研修でいつもお話ししています。

例えば、相手に与えた自分の対応の印象を、5(大変良い)、4(良い)、3(普通)、2(良くない)、1(悪い)と5段階評価されるとして、「相手に不快感を与えない対応」であれば、3で十分ということになります。ところが3というのは「あなたでOKだが、あなたでなくてもOK。」という意味であり、それは顧客満足ではなく、良い関係を築けたとも言えません。自分の存在価値はその程度であり、仕事に対する充実感もおそらくその程度でしょう。

「あなたでよかった。」と思っていただける、4～5の対応力を目指して、自分自身のためにブラッシュアップしていきましょう。顧客満足と企業繁栄と個人の自己実現は三位一体です。ビジネスマナーは「仕事が楽しくなる魔法」のようなものと捉えてください。

更に、ビジネスマナー以前にコミュニケーションにおいて重要なことは、常に相手に対して「心を開く」ということです。顔が違っただけ中身も違う。性格も価値観も人それぞれです。それをふまえたうえで、I'm OK. You're OK. 心を開いていることの表現が、明るい笑顔で挨拶をすることと、話す時も聴く時も相手の顔から視線を逸らさないことなのです。

「身だしなみ」

「おしゃれ」は自分の好み中心、「身だしなみ」は周囲の期待中心。老若男女100人いれば100人か

らOKと認められるものが「身だしなみ」であり、五原則は「清潔」「健康的」「機能的」「控えめ」「仕事のイメージ」です。

髪の毛染めの色味は日本ヘアカラー協会(JHCA)のレベルスケールで5～6(日本人で生来この程度茶色い人もいという色味)とする企業が一般的です。髪の色味が明るすぎたり、ピアスをしていたりすると、特に年輩者の信頼は得られないと、世代の価値観を理解し整えましょう。

髪型は、男性は耳に髪がかからないよう、もみあげや襟足を伸ばし過ぎないようにし、女性はお辞儀をしても髪が前に垂れてこないように、長い人は後ろで束ねましょう。また、眉毛が見えるようにしておくことは明るい印象につながります。フケやべたつきがないよう、清潔感を大切にしましょう。

口臭にも気をつけてください。ニンニクの臭いには注意を払うと思いますが、煙草臭さはいかがでしょうか。煙草を吸ったばかりで人に近づいて話をすると、煙草の臭いの嫌いな人は離れたくなります。喫煙の後は歯磨きをして口臭ケアをすることはエチケット。忘れないようにしましょう。また、香水やコロン等は好みがあり、酔う人もいるので付けないようにします。

顔は、男性は無精ひげを生やさないようにきちんと剃りましょう。女性には自然なメイクを施し、血色がよく見えるように自然なチークや口紅を着用してください。

爪も汚れていないか、長すぎることはないか、日頃からケアをしてください。女性のマニキュアは、爪の色に近いものなら概ね受け容れられますが、お茶出しをする際に「マニキュアを塗った人から飲食物を出されるのは不快。」という方がいらっしゃいますので配慮してください。

服装は男女ともに基本的にビジネススーツですが、作業をする際には作業用ジャケットに着替えてもOKです。女性は男性に比べて自由度が高い印象ですが、普段着とは違う「仕事用の服装」を用意して着用しましょう。「形」は「プロ意識」の表現であり、心を整える効果もあるからこそ制服を用意する企業もあります。私服の場合は制服に代わるものを選択している意識が大切です。

衣類にしわやほつれがないように。また、男性の

靴下はスラックスと同系色、女性のストッキングは肌色がビジネスマナーです。

アクセサリーは、結婚指輪以外は仕事には着けないようにし、全体的に控えめでスッキリした印象を与えるように心がけましょう。

「心の伝わる挨拶」

私も新人の頃に「挨拶を見れば、人柄と仕事能力が窺える。」という社会の不文律があるのだと教わりました。出会って平均6秒で第一印象が決まるため、身だしなみと挨拶は印象管理において重要ポイントです。

あ…明るく

い…いつでも誰にでも

さ…先に

つ…続けてひとこと

明るい挨拶は「笑顔で」「第一声を高めにハキハキと」「挨拶ことばの最後まで相手の顔を見て」この三点を意識して実践してみてください。

「挨拶ことばの最後まで相手の顔を見て」挨拶するうえで、会釈(15度)のお辞儀は、ことばとお辞儀が同時になされるので「同時礼」と言います。「おはようございます」など相手も返す挨拶や、声かけ、迅速対応などはこの「同時礼」を用います。

気持ちの深さはお辞儀の深さで表現します。普通礼(30度)は、ことばの後でお辞儀をするので「分離礼」と言い、大変折り目正しい印象を与えます。その際に、1で前傾し、2で前傾を止めて、3・4で起こします。「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」「申し訳ございません」等はこの普通礼を用います。

お見送り等、別れ際の挨拶は敬礼(45度)を「分離礼」で行います。お辞儀の深さと前傾を止める長さは比例するため、1で前傾し、2・3で前傾を止めて、4・5・6でゆっくり身体を起こします。

このように前傾を止めると、心をこめて挨拶を届けた印象を与えるばかりか、自分自身の心にもプラスの影響があります。「心を形にして表現」し、「形が心を整える」のも真なり、です。

立ち姿は背筋を伸ばし、かかとをくっつけてつま

先は楽に開き、手は前でしっかりと組みます。身体を前傾する際には、頭を後ろに引っ張るような気持ちで腰から折ると、美しいお辞儀ができます。

心のこもった挨拶を実践すると、相手との関係性は確実により良いものとなります。

「ことばづかい」

相手に対する敬意は「ことばづかい」に率直に表れます。丁寧語の「です・ます」調は、相手を対等に見た基本的なことばづかいで礼儀の基本です。更に敬意を表すために、尊敬語・謙譲語を用います。

尊敬語は直接的に相手を立てる表現で、「お客様が・〇〇様が」を主語にする際に用います。最も親近感のある尊敬語は「～れる・～られる」ですが、「お～なる・ご～なる」や特定のことばに変わる交換形式を用いると一層敬意が伝わります。

謙譲語は自分の行為が向かう相手を立てるために謙って言う表現で、「わたくしが・わたくしどもが」を主語にする際に用います。「お～する・ご～する」や特定のことばに変わる交換形式があります。

敬意の強い表現は、次の表を主語を伴って何度か発声することで体得できます。

	【お客様が】	【わたくしが】
する	なさいます	いたします
いる	いらっしゃいます	おります
行く 来る	いらっしゃいます	参ります
聞く	お聞きになります	うかがいます
見る	ご覧になります	拝見します
言う	おっしゃいます	申します
知っている	ご存知です	存じております
くれる あげる	くださいます	差し上げます
食べる	召し上がります	いただきます

お願いをする際には「恐れ入りますが、～いただけますか。」と、「クッションことば＋依頼形語尾」にするとソフトな印象になります。

また、お詫びをする際には「申し訳ございません。～かねます。」と「クッションことば＋肯定形語尾」にして「代案」を添えると、相手の意向に可能な限り応

えたい気持ちを表現できます。

「すみません」は便利なことばですが、お礼は「ありがとうございます」、お願いは「恐れ入ります」、お詫びは「申し訳ございません」と使い分けをしましょう。

「電話対応」

電話対応のマイナス特性は、①こちらの表情が見えない。②相手の状況が見えない。③聞き間違いが起こりやすい。④コストがかかっている。この4点を補うことが電話対応のポイントです。

姿勢を正し、笑顔で話せば声の感じも明るくなります。また、かける際には用件をメモしてから電話をかけ、「〇〇の件で2点ご連絡することがありましてお電話をいたしました。」と先に概要を伝えただけで「今よろしいでしょうか。」と相手の都合をうかがうのがビジネスマナーです。受け手は2～3コールで出ます。

かけ手は自分の所属と氏名を告げ、受け手は「〇〇〇〇の〇〇様ですね。」と復唱して「いつもお世話になっております。」とご挨拶します。

取り次ぐ際には必ず保留ボタンを押すようにしましょう。受話器に手を当てても会話は相手に聞こえています。

不在等で取り次げない時には、相手のコストが無駄になりますから「申し訳ございません。」とまずお詫びをしてから、不在理由を告げます。その後の代案は、①のちほど／戻り次第こちらからお電話を差し上げる。②自分が代わりに用件をうかがう。③お電話をいただいたことを本人に申し伝える。このように3段階の代案があります。

必ず聞きとったことはメモをして復唱確認をしましょう。自分の耳は確かだと思っても、相手の言い間違いがある可能性もあります。そして最後に「わたくし〇〇が承りました。」と名のり、かけ手が切るのを確認してから切ります。

話をしばらく伺った後に担当者に代わる場合、必ず聴きとったことを引き継ぎ、担当者は「先程お電話に出た者からお話を引き継いでおります。」と伝えましょう。それが無い場合、相手にまた一から話をさせる「たらい回し電話」となります。

平成23年度地図作成総括責任者養成講座A講座開催

昨年に続き今年も8月2日(火)から4日(木)までの3日間、ホテルメトロポリタンエドモント(東京都千代田区飯田橋)において、「平成23年度地図作成総括責任者養成A講座」を開催いたしました。

第2回目にあたる今回の養成講座は、国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課 出口智恵課長補佐様から「第6次国土調査事業十箇年計画と関連施策について」、元東京法務局長 寶金敏明様から「地図作成において留意すべき長狭物の境界」、元表示登記専門官 山崎耕右様から「土地制度と公図の沿革」をテーマに講演をいただきました。

また、内部講師となる地図作成研修実施委員会 泉清博委員長、高見雅之委員、三好卓也委員、倉富雄志愛媛協会副理事長も講師となり、昨年より期間を1日追加した3日間にて6講座を開講いたしました。

講義に関しては、昨年度のB講座で取り入れられ、改めてその手法の効果が立証された「ワークショップ形式講座」を、今年度はA講座にて実施しました。

このワークショップは、ブレインストーミングを行いながら問題の解決策を見出していく手法で、懇親会の席上、中間発表を寶金様に聞いていただいたところ、「法務省の上の方が行うワークショップの雰囲気と大変良く似ており、このような研修が全公連で実施されていることに驚いた。このワークショップの継続は、全公連にとって大変な力になるであろう。」との大変嬉しいお言葉もいただきました。

う。」との大変嬉しいお言葉もいただきました。

A講座では、「地図作成作業計画の策定」というテーマに基づき6班に分かれて意見を集約し、ワークショップのまとめをして、各班代表から10分程度での発表が行われ、地図作成業務全般のマネジメントができる真の総括責任者に必要な知識・技量・能力が取得できる内容となりました。

協会において今後の地図作成の中心となるべく協会理事長の推薦を受け全国から集まった受講生は3日間を通じて熱心に所定のカリキュラムを受講し、また各地からの参加者との情報交換を通じて有意義で充実した3日間を過ごしました。

なお、10月20日(木)～22日(土)には、広島市において、実地研修を伴うB講座を開講する予定となっており、開講までの間、受講生は、A講座受講後のレポート提出等、B講座受講に向けた課題が求められています。



今後の会議予定

- | | |
|-----------|------------------------|
| 7月21日 | 日調連・全調政連・全公連三者打合せ会 |
| 7月21～22日 | 第7回正副会長会議 |
| 8月2～4日 | 平成23年度地図作成総括責任者養成A講座 |
| 8月9日 | 第8回正副会長会議 |
| 8月23～25日 | 第9回正副会長会議 |
| 10月19日 | 第2回監査会 |
| 10月19～20日 | 第5回理事会 |
| 10月20～22日 | 平成23年度地図作成総括責任者養成講座B講座 |
| 11月14～15日 | 平成23年度第1回研修会 |

津波被害を受けた登記簿の修復作業

地籍問題研究会幹事(元JICA専門家) 坂本 勇

1. はじめに

災害史上4番目とされるマグニチュード9.0の巨大地震・大津波に襲われた東日本地域。この地域内で、国の省庁、地方公共団体、企業、医療機関、専門職などに属する社会的に必須の重要文書(バイタル・レコード)が広範囲にわたり被災した。その全貌は不明であるが、公的なものだけでも、壊滅した陸前高田市役所、大槌町役場、南三陸町役場、あるいは津波被害を受けた国土交通省仙台塩釜港湾空港事務所、盛岡法務局大船渡出張所、仙台北法務局気仙沼支局、大船渡税務署、釜石市役所、岩手県立大槌病院、県立山田病院など多数にのぼったと思われる。その被害は、旧来からの「紙媒体」、そして急伸してきた「電子(デジタル)媒体」の双方に甚大に及んだものと推定される。



被災した気仙沼法務局支所

筆者は、2004年12月に発生したスマトラ沖大地震・津波災害後に、インドネシア・アチェ州の土地台帳16トンの救出・保全・復旧に2年半ほど専門家として参画したが、不幸にも、去る3月11日に発生した東日本大震災において、同様の津波被害を受けた法務局登記簿の保全・復旧事業を技術面で支援することとなった。

同じ巨大津波被害を受けた2つの事例を見ると、大きな差異がみられた。インドネシア政府機関においては、公文書の管理・保全体制を着実に整備・構築してきた状況が反映され、アチェでの土地

台帳救出・復旧事業が迅速に始められた。その事業においてインドネシア政府では、a.法治国家を維持する上で不可欠の法的拠り所、b.歴史的遺産として後世に残すべき紙媒体の原史料、という2つの事由から土地台帳原簿の救出・復旧作業を決定し行った。また、事業完了後には、インドネシアの国会は2007年に法律第24号を制定し、3条6項「(政府は)災害時に、重要政府文書類(ARSIP)およびオーセンティックな文書類を救出・保全する責任と権利を有する」にみられるように、災害時における緊急対策の一つとして人命や財産の救出保全だけでなく、世界的にも先駆的な重要文書の救出・保全を義務化した。一方、日本のこの分野においては劣等国のレベルのままのようである。

今次の東日本大震災では、法務省の迅速で回復率の高い被災登記簿等の救出・保全・復旧事例を除けば、被災地域の重要文書(バイタル・レコード)のほとんどは劣悪な状況に置かれ、多くは再使用不能な状態となったか廃棄されたのではなかろうか。このようなお寒い状況で、国家の末永い基盤が維持できるのか、危惧される。

ぜひとも、今次の大災害の経験と反省から、大規模災害・事故時を想定した「バイタル・レコードの緊急救出・保全・復旧作業マニュアル」の整備と全国的な周知徹底が願われる。

2. 長期保存の公文書には耐久性のある素材の使用を義務化すべし

今次の津波の被害を受けた一部の登記簿類において、公職あるいは専門職の立場で使用されたスタンプ・インキ、インクなどが滲んで流れたり、不鮮明となり判読不能となっている例が見られた。また、紙の耐久性が弱く、3か月ほど水に濡れていただけで腐ったように崩れてしまう用紙も散見された。長期保存が見込まれる公文書には、耐久性のある素材の使用が義務付けられていれば、災害・事故時にも安定した状態を保てる。インドネシア・アチェ州の津波被災土地台帳の97%が良好に復旧できた一因

に、公文書の素材の耐久性について国のスタンダードがあり、守られている状況があった。

今後、これまで手書きで描かれてきた土地図面等が、CADなどを使ったデジタル・プリントにすべて代わっていくと、そのプリンター・インク等の耐水性や耐久性が課題となる。

ことに、利便性に優れた電子デジタル媒体であるが、その脆弱な側面もいくつか指摘されている。データを記録した電子媒体そのものの寿命の短さ、読み取り機器やソフトウェアの最新化による陳腐化などがあるからだ。さらに、SF物語のように感じられるかもしれないが、電子データの保管技術は進歩し、数百キロ離れた場所でのデータ・バックアップが広まっているものの、地球規模での巨大な地磁気の発生などによって電子データが瞬時に消えるリスクがあると聞く。北欧のデータ保存施設が厚い鉛の壁に覆われている事例も見したが、電子データの脆弱性による大量消失を「想定外」として割り切り、済ませられるかどうか。今次の震災による莫大な被害損失を考えると、IT情報化社会の基盤をグローバルな危機管理対策の視点から検証してみる価値はあるだろう。

3. 今次の経験を活かし、次なる大規模災害に備える

今次の大震災において、各被災法務局の職員の方々は迅速で、責任感ある初動を行なわれていた。当時の状況の詳細は、当事者の方々が後々報告され記録されると考えるが、被災現場を見た印象からは、気仙沼支局のように港湾施設に隣接し、津波の直撃を受けた施設においては、被災後に建物に近づくこともままならず、救出・保全作業そのものが大変な苦勞を伴うものであったことに思い至る。

一般的に、地震や津波で落下、濡れ、散乱した簿冊類は、平常時と大きく異なって惨状を呈し、全点の所在確認や中身のチェックが不可能となる。



津波被災し救出された登記簿類



泥の付着した登記簿

そのような惨状の中で、災害復旧支援チームが行う基本的な初動留意点として、

- ①どんなに汚れ、破損した簿冊、図面類がゴミのように思えても「あきらめずに回収する」こと。
- ②回収する簿冊、図面類が濡れたり、汚れたりしている場合には、強度のあるプラスチック・コンテナに収容する。(段ボール箱では、積載・移動時に湿気によって崩れやすく危険なため、折り畳みプラ・コンテナの使用が適切となる。)
- ③回収する簿冊は、管理・移動上の便宜を考え耐水荷札 Yupo に、コンピュータで「グループ、通し番号」を印字したラベルを貼るか直接印字し、個別番号を付与する。図面類は枚数が多く、個別荷札等を付与することが困難なため、枚数を数えて、枚数で仮管理する。
- ④災害復旧支援チームでは、被害を受けた紙媒体、電子媒体の重要度、分量、被災の程度・状況、時間的要素などを勘案し、実践的な作業計画を作成する。
また、復旧率を高め、コストを節減する上からは迅速な初動が望まれる。
- ⑤多くの場面では、平常時に作成された「デジタル媒体用」「紙媒体用」の大規模災害を想定した「バイタル・レコード緊急救出・保全・復旧作業マニュアル」に基づき、作業を準備し、速やかに開始する。
- ⑥大規模災害を想定した「バイタル・レコード緊急救出・保全・復旧作業マニュアル」に盛り込む内容としては、FEMAなどが加わって作成した『Field Guide to Emergency Response』(2006)が参考になる。特に、作業従事者の安全確保、二次災害の防止、健康管理などの項目は傾聴に値する。
- ⑦アメリカの図書館などでは、内部の自力での災害時の対応能力規模を「250冊程度」としている

ようであるが、それを上回る被害規模の場合は、すみやかに外部の災害復旧支援会社(国内では、東京海上日動火災保険株式会社の合弁会社であるベルフォア・ジャパンがある)に支援要請をするガイドラインがあるとのこと。ベルフォアなどでは、事前研修などの重要性を考慮し、事前契約を結ぶことを推奨している。災害・事故発生時には、原則として災害・事故発生から48時間以内に被災現場に向かう体制をとっている。

4. 災害時の情報収集と初動を迅速にするために

東北の被災現場に3月21日に入り、痛感したことがある。細やかな被災情報の収集作業が、ライフライン、交通・通信網の断絶、ガソリンの欠乏などが複合的に起こったために、非常に困難となっていたことだ。危機管理における情報収集は、アメリカのFEMA(連邦緊急事態管理庁Federal Emergency Management Agency of the United States)の事例をみても多様であると考えている。崖っぷちに孤立する人々の救出のための情報収集もあれば、原発のような一瞬の判断ミスが許されないレベルの情報収集もある。また、被災地内の業務回復に必須のバイタル・レコードや有名絵画などの所在確認と安否情報もある。しかし、今次の災害では「多様な情報の収集・掌握体制がマヒした」ことにより、被害の拡大を迅速に食い止められなかった印象がある。

この点を、今後の大災害に向けた反省として考えるならば、各省庁、出先機関、専門業界、専門職能集団などの「個別のチャンネルで、的確な被害情報やニーズの掌握」を行い、リンクすることが初動段階で始まっていれば、その後の救援、復旧・保全などの作業はかなり効率的に、成果の期待できる流れになったように考える。

具体的な、日本土地家屋調査士会連合会の事例でも、会員・家族の安否確認、支援必要生活物資などの問合せはなされたが、業務上必須のコンピューター・データや保管文書類の被災状況などは問合せ対象外となったようである。似たような状況は、他の職能集団(弁護士、税理士、医師会など)においても生じたのではなかろうか。

日頃からのパイプが太くある各専門職能集団のチャンネルを通じた、危機管理情報や迅速な業務復旧への具体的な双方向の情報発信・収集は、大規模災害・事故時にもっと活用されるべきと考える。

初動の迅速さに関して、旧来の紙媒体は海水に浸

かって3か月経ても復旧率は90%くらいあるが、最近の電子デジタル媒体は、津波を被って1か月も経ると復旧率は20%程度以下に急減する弱さがある、と指摘される。迅速な初動対応が、今後の業務復旧率と経費の節減には不可欠な時代となってきた。

5. バイタル・レコードのトリアージ

重要公文書やバイタル・レコードを大災害時に、迅速に救出、保全、復旧していく上で、前述した「バイタル・レコード緊急救出・保全・復旧作業マニュアル」は用意しなければならないが、実際に大災害に遭遇した場合には、もう一步踏み込んだ訓練、研修を受けた人材が不可欠となる。この点は、大規模災害時に救命医師らが、おびたしい数の負傷者、被害者を前にして開拓してきた「トリアージTriage」という手法が参考になる。人材・資源の制約の著しい災害医療において、最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定すること。あるいは時間的・資源的制約があって任務や課題のすべてを実施・完了できないとき、一定の基準に従って着手の優先／非優先を判断すること、と説明される。

被災した施設内には、助けだすべき人、重要性の高い文書やデジタル媒体、高価な機材などが混在して残されている場合が多い。まず、人命の安全確保、救出、避難を優先させるが、それと同時に、非常に重要性の高いものを優先的に救出・保全・搬出することを瞬時に考え、行動しなければならない。

多くの行政、専門機関では、膨大な量の重要文書、歴史記録、電子データなどを保有している。それらを災害から消失させないためには、瞬時の状況判断、安全確認、避難方法の確保を行い、トリアージに似た優先度の標識を付けていき、効率的な作業の流れを生み出していくことが求められる。

日本が、法治国家の基盤や国際競争に負けない資質、競争力を保持していくためには、災害に如何に迅速に対処していくか、如何に効果的に被害・損害を軽減し、復旧を早めていけるか、という点が無視できなくなる。そのためには、アメリカなどで行われているトリアージ訓練に似た、実践的災害対処訓練をもっと増やすべきだ。世界にはベルフォア以外にも災害復旧支援企業は存在し、切磋琢磨しており、これらの企業との協力関係も必要となろう。

日本は「災害大国」としばしば言われるが、実態は太平にあぐらをかく、黒船来航前の鎖国日本のよう

な状況なのではないだろうか。

多くの人命、経済的、歴史・文化的な被害を残した東日本大震災。この大災害から学び、建て直すべきことは多いと筆者は考える。

6. 登記簿の実際的修復作業工程

- ①2つの被災法務局の津波と泥を被った簿冊類は、業務契約締結後、大船渡分は現地において個別番号付与、全点の外観の記録画像を撮影。その後、折り畳みコンテナに収納。気仙沼分は、手書きプラ・タグが付けられた簿冊を折り畳みコンテナに収納。
- 各コンテナは色分けし、2側面に布粘着テープでコンテナ番号を記載。



津波で流された登記簿

- ②それぞれコンテナは奈良大学の作業施設に送られ、表面の汚泥、油、カビなどの洗浄作業が行われた。その際、簿冊の内部に汚泥があっても濡れた紙はもろいため開けてはならず、外側だけの洗浄に限定する。カビのひどい簿冊類は、消毒エタノールに浸漬した。
- ③洗浄後、1冊ずつ食品用の耐油紙(MOB)で巻き、互いに凍って固着しないようにした。



急速冷凍前の洗浄作業

- ④耐油紙で巻いた後、コンテナに戻し、マイナス40℃で冷凍。
- ⑤冷凍された簿冊を大型の真空凍結乾燥機

Vacuum Freeze Dry Chamberに入れて真空状態で昇華乾燥。この工程では、凍った水分は凍ったまま昇華し、自然乾燥と異なり、頁同士の固着、波打ちが生じにくいまま乾燥が完了できる。



真空凍結乾燥機で凍結簿冊を乾燥

- ⑥乾燥の終わった簿冊は1点ずつ、全頁の開被・クリーニングを実施。



開被・クリーニング作業

- ⑦全点、点検後現地に返却。

今次の修復作業は、膨大な量と時間的制約から応急処置的なものとなったが、再度利用できる状態に復帰することができた。大量の濡れている被災登記簿のような場合には、迅速に「急速冷凍」「真空凍結乾燥」という技法に依り、カビや腐敗によるダメージが進行する前に処置を行うことが要となる。

復旧率を高める上からも、今後のIT情報化社会においては、紙媒体以上に脆弱な電子デジタル媒体に対し、迅速な応急処置ならびに復旧作業が求められる。

参考記事：坂本勇「東日本大震災とデジタル・ジェノサイド」『月刊IM』2011年7月号 p.8-11

完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 帯広 ～釧路土地家屋調査士会の取組み～

帯広市



釧路土地家屋調査士会広報担当理事
安井 恵子



会場の明治北海道十勝オーバル

2011年6月16日(木)から19日(日)の4日間、北海道帯広市において、「完全復元伊能図全国巡回フロア展」が開催されました。土地家屋調査士のPRのため、展示コーナーを受け持ちました。
その取組みを報告します。

「完全復元伊能図全国巡回フロア展」が2009年から始まって3年目、今回の帯広市での開催は15回目の催しで、北海道初公開です。

釧路会内の伊能図展は2004年に釧路市で「アメリカ伊能大図里帰りフロア展 in 釧路」が開かれ、伊能図213面の展示、大きさは55 m×31 m、22,000 人の入場者数でした。その後、ここ帯広市で北海道37面のみの展示会がありました。

今回の「完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 帯広」の伊能図は色彩を復元、国内外にあった優秀な伊能大・中・小図を総集したものです。原寸大の伊能大図214枚、中図8枚、小図3枚をデジタル化したものを2 m×1 mのプレート255枚にし、日本列島をそのまま展開すると60 m×35 mまたは47 m×45 mのスペースが必要です。

主催は財団法人帯広市文化スポーツ振興財団と帯広市。協力が完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会など。釧路土地家

屋調査士会と十勝測量設計協会は後援です。入場料は無料。

会場は帯広市の郊外、帯広の森運動公園内にある明治北海道十勝オーバルという屋内スピードスケート場です。1998年2月の長野冬季オリンピックのスピードスケート500 mにおいて、帯広出身の清水宏保選手が金メダルをとったことがきっかけとなり、スケートのメッカである帯広・十勝に自然条件に左右されない、400 mの室内リンクを設置したいという声が高まり、2009年9月に完成された施設です。施設は通年営業ですが、スケートリンクの営業が3月から7月まで休みなので、リンクの中にある多目的広場を利用します。この多目的広場は、テニス6面が可能な広さです。

フロア展の取組みは釧路土地家屋調査士会3支部のうち、帯広を中心とした十勝支部が担当しました。財団に打合せに行くと、中の広場に60 m×35 mある地図を少し斜めにして正規の形で置き、見

晴らし台も設置する。多くの人に足を運んでもらいたい。釧路土地家屋調査士会と十勝測量設計協会は地図の搬入と搬出にそれぞれ10名ずつ協力してもらい、財団スタッフと合わせて40名で作業を行う予定。展示はコーナーを自由に使ってくださいますとのことでした。

ポスターとパンフレットも受け取り、フロア展のPRの協力もすることにしました。

集客について、市街から離れているスピードスケート場で、バスは1時間に1本しかありません。車で中心街から30分くらいかかります。小学校高学年の教科書に、伊能忠敬が載っているそうです。ぜひこの学年の子供達に来て欲しいのですが、行き帰りの時間を考えると授業時間内に見学に来るのは難しそう。なんとかバス会社に協力してもらえないものだろうか、などいろいろな話ができました。

結果、一般の人向けに、土日、市の無料シャトルバスが運行され

ました。

また、子供達は、平日に市内や近隣町村の学校12団体、小学6年生も見学に来ました。すぐ隣にある清水宏保選手の出身校である白樺学園高校は全校生徒で見学に来ました。帯広の森に遠足にきて、伊能図展に参加した子供達もいたそうです。

展示コーナーを利用して土地家屋調査士のPRをどのようにするかについてはブレインストーミング方式で話し合い、20近い案が出ましたが、3つに絞りました。

①パネルの展示

14条地図のできるまでを、フローチャートと地図で紹介。

筆界特定はポスター。境界問題解決支援センター道東は今年4月にできたばかりなので、ポスターと新聞記事の紹介。

②伊能忠敬の歩測体験コーナーの設置

わらじの図柄をラミネート加工したものを12枚用意し、床に貼り、伊能忠敬の歩測(69 cm間隔)で歩いてもらう。

③パンフレットの配布

筆界特定・境界問題解決支援センター道東・他各種パンフレットを兵庫会作成のクリアファイルにはさんで配布。



土地家屋調査士のPRコーナー

展示物は5月からの1か月半で得意な分野を受け持って準備作成しました。

歩測体験コーナーは伊能図の端のすぐ横の床にポスターを貼り、土地家屋調査士のコーナーの前で両足を着くようにしました。自然と土地家屋調査士のコーナーにたどり着くようにした訳です。たくさんの人が歩いてくれて好評でした。



歩測で土地家屋調査士のコーナーへ

パンフレットは、開催中、平日は午前午後1人ずつ、土日は2人ずつコーナーを担当して配布しました。兵庫会のクリアファイルは特に小学生の団体が列になって並んでくれるほど人気でした。また、パンフレットを渡しながら気楽に話ができて、14条地図で境界標を入れてもらったよと話してくれたり、うれしいふれあいの場にもなりました。

あえて相談会は設けなかったのですが、立ち話でというのがかえって良かったのか、筆界で困っているなど数件の相談がありました。

フロア展は、いろいろな楽しみ方をしていたようです。家族連れ

で出身地を見ている人、旅行先をたどっている人、全部歩くと1キロになると聞いて地図の上を日本一周している子もいました。

釧路会のメンバーも、家族と一緒に地図を見たり、伊能忠敬研究会名誉代表渡辺一郎さんの講演会を聞いたり、黄色い帽子をかぶって会場にいる会長さんに質問したりして伊能図展を楽しみました。

入場1000人目ごとにアナウンスが流れ、地図などの記念品が渡され、何人まで入るのだろうと期待する中、入場者は4日間で7600人となりました。

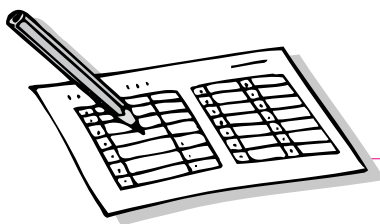
主催者は「完全復元伊能図全国巡回フロア展」の中で、3番目の入りだったと喜んでいました。正規の形で地図を設置できた初めての会場となったそうです。予想以上の入りだったようで、私達もうれしい限りです。

終わってみて、パンフレットは合計1000部、クリアファイルは550部用意したのですが全部配布できました。こんなに大量のパンフレットを数日間で帯広市で配布したのは初めての経験です。

このフロア展で次へのステップとなるような土地家屋調査士のPRができたのではないかと思います。

6月18日(土)には、日本土地家屋調査士会連合会山田一博広報部長に遠路ご来場いただき、ありがとうございます。

最後に、機会をいただいた財団法人帯広市文化スポーツ振興財団と帯広市、日本土地家屋調査士会連合会に感謝申し上げます。



土地家屋調査士 業務形態・報酬実態調査について

業務統計委員会 前委員長 堀越義幸

連合会で3年ごとに実施している業務形態と報酬についての実態調査(アンケート)の報告書が完成しました。

本年度も全国の全会員(17,617名)を対象として、無記名にて直接回答していただく形式で行い、その有効回答率は24.9%でした。

なお、回答率が高かったのは、静岡会(69.1%)、函館会(55.0%)、岩手会(43.0%)などで、改めてこの場を借りて感謝の意を表したいと思います。

この調査結果は、土地家屋調査士の報酬設定が適正に行われるための会員用の資料として使用されるとともに、その一部は国民が土地家屋調査士に業務を依頼する際の指針として連合会のホームページ等で広く公開されます。

報酬の基準に関する規定が土地家屋調査士会の会則記載事項から削除されたのは、平成15年8月1日施行された改正土地家屋調査士法です。

この背景には平成13年3月10日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」があり、国家資格者が提供する業務サービスに係わる競争の活性化等の観点から議論がなされています。なお、当時から土地家屋調査士の業務が高度の公共性を有することは理解されていましたが、弁護士や司法書士など他業種も含め報酬規定は削除されました。

実態調査の質問事項は、会員個々が行った業務の個別具体的な報酬額について質問するのではなく、土地家屋調査士業務として一般的な類型について積算する形式を踏襲しています。ただし、今回から各業務に要する時間を追加し、業務形態についても業務の電子化等を考慮した質問内容に修正いたしました。

なお、集計・分析作業については、恣意的な内容とならないよう統計処理等の専門家である日本電子計算株式会社に委託することにより、その内容の公平性・透明性を高めています。

報酬額等を公表する際には、公正取引委員会が公開している「資格者団体の活動に関する独占禁止法

上の考え方」などの指針に注意を払う必要がありますが、今回の報告書の設問等はこの指針にも配慮した内容となっています。

なお、公正取引委員会では平成21年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」も公表しています。前出の指針はいわゆる「価格カルテル」防止を主眼としていますが、この指針は「ダンピング」防止のために示されているものです。

不当廉売については、平成21年法律第51号及び不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)の改正によって、現在は次のように規定されています。

① 独占禁止法第2条第9項第3号

正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

② 不公正な取引方法第6項

法第2条第9項第3号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

不当廉売と認定されれば課徴金等の制裁もあります。この不当廉売問題で重要な点は「役務供給に要する費用」をどう捉えるか、だと思われます。土地家屋調査士業を行うためにどのような設備投資が必要なのか、また時間あたりの労務費をどう捉えるべきのかなど、各自で検討する必要があります。なお、この不当廉売の対象となるのは官公署発注業務だけではない点にも注意が必要です。

今回の調査にあたっては、この新しい指針にも留意し、各会員が土地家屋調査士業務という「役務の提供」について原価を考える契機となる資料の提供にも努めています。

今回の報告書が、「適正な業務を適正な価格で行う」ことの一助となれば幸いです。

参考資料

「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方

(平成13年10月24日公正取引委員会、改正平成22年1月1日)

<http://www.jftc.go.jp/dk/shikakusha.html>

「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」

(平成21年12月18日公正取引委員会)

<http://www.jftc.go.jp/dk/futorenbai.html>

(平成22年度実施) 土地家屋調査士報酬に関する実態調査結果
＜全国及びブロック別回答報酬額（土地）＞

設 問		全 国	関 東	近 畿	中 部	中 国	九 州	東 北	北海道	四 国
1 土地地目変更登記	最高値	¥78,000	¥78,000	¥75,000	¥77,065	¥66,200	¥77,360	¥77,200	¥72,100	¥70,000
	最低値	¥22,500	¥23,000	¥23,000	¥24,150	¥23,500	¥24,000	¥23,000	¥22,500	¥23,000
	中央値	¥44,000	¥45,200	¥43,000	¥42,710	¥41,510	¥44,000	¥42,160	¥40,000	¥42,300
	平均値	¥44,205	¥45,659	¥43,816	¥42,978	¥41,057	¥44,187	¥42,759	¥41,235	¥42,433
2 土地合筆登記	最高値	¥86,020	¥86,020	¥85,080	¥86,000	¥85,000	¥81,690	¥85,800	¥77,800	¥80,000
	最低値	¥22,000	¥22,000	¥22,000	¥24,000	¥23,000	¥24,940	¥25,000	¥24,000	¥24,000
	中央値	¥46,730	¥48,900	¥44,000	¥46,952	¥43,050	¥47,120	¥45,090	¥41,095	¥45,000
	平均値	¥46,964	¥48,553	¥44,839	¥47,007	¥43,117	¥47,158	¥45,362	¥43,383	¥45,793
3-1 土地分筆登記 (地積測量図あり)	最高値	¥550,900	¥550,900	¥520,000	¥547,495	¥550,000	¥498,170	¥500,000	¥491,791	¥500,000
	最低値	¥8,000	¥16,220	¥35,000	¥33,970	¥30,000	¥29,600	¥8,000	¥35,000	¥35,000
	中央値	¥242,286	¥256,300	¥200,000	¥230,000	¥250,000	¥245,000	¥240,750	¥208,810	¥221,700
	平均値	¥247,059	¥261,292	¥212,571	¥234,996	¥248,940	¥251,125	¥243,259	¥227,003	¥233,545
3-2 土地分筆登記 (地積測量図なし)	最高値	¥1,080,000	¥1,071,314	¥1,080,000	¥908,970	¥822,020	¥1,014,622	¥1,000,000	¥704,074	¥846,940
	最低値	¥84,000	¥90,000	¥84,000	¥110,052	¥128,000	¥131,825	¥140,000	¥165,000	¥115,000
	中央値	¥448,800	¥482,000	¥576,300	¥408,876	¥370,000	¥405,775	¥384,500	¥400,000	¥450,000
	平均値	¥472,813	¥505,089	¥570,516	¥423,132	¥382,443	¥429,105	¥399,466	¥404,694	¥453,121
3-3 土地分筆・ 地積更正登記	最高値	¥1,670,000	¥1,670,000	¥1,660,000	¥1,442,260	¥1,340,396	¥1,521,850	¥1,500,000	¥1,036,810	¥1,401,798
	最低値	¥131,825	¥135,000	¥134,000	¥140,000	¥180,000	¥131,825	¥216,500	¥200,000	¥150,000
	中央値	¥718,080	¥782,213	¥800,000	¥638,216	¥648,666	¥681,262	¥630,000	¥673,325	¥699,000
	平均値	¥742,869	¥801,142	¥828,172	¥647,705	¥634,275	¥699,319	¥647,651	¥653,086	¥695,545

(平成22年度実施) 土地家屋調査士報酬に関する実態調査結果
＜全国及びブロック別回答報酬額（建物）＞

設 問		全 国	関 東	近 畿	中 部	中 国	九 州	東 北	北海道	四 国
4-1 建物表題登記 (パターン1)	最高値	¥170,000	¥170,000	¥164,000	¥161,958	¥115,000	¥170,000	¥149,360	¥109,200	¥120,000
	最低値	¥28,000	¥30,000	¥56,000	¥31,000	¥40,000	¥28,000	¥50,000	¥55,000	¥30,000
	中央値	¥81,600	¥83,659	¥85,600	¥80,000	¥78,030	¥82,000	¥78,540	¥77,800	¥76,840
	平均値	¥83,453	¥84,938	¥88,976	¥82,156	¥78,054	¥82,929	¥78,830	¥78,540	¥77,829
4-2 建物表題登記 (パターン2)	最高値	¥538,000	¥515,000	¥538,000	¥518,000	¥535,085	¥530,000	¥465,000	¥400,000	¥500,000
	最低値	¥19,450	¥19,450	¥64,000	¥45,000	¥30,000	¥48,000	¥54,000	¥65,500	¥55,000
	中央値	¥180,000	¥188,800	¥183,150	¥175,220	¥155,516	¥183,230	¥168,095	¥193,896	¥157,774
	平均値	¥185,598	¥191,590	¥195,582	¥173,430	¥169,870	¥189,286	¥173,939	¥193,514	¥156,465
5 建物滅失登記	最高値	¥81,460	¥80,500	¥80,000	¥80,000	¥66,490	¥77,300	¥70,592	¥81,460	¥70,340
	最低値	¥21,500	¥23,000	¥21,525	¥24,000	¥21,500	¥25,000	¥23,000	¥25,000	¥23,000
	中央値	¥45,000	¥45,000	¥44,000	¥45,000	¥42,000	¥46,155	¥44,785	¥40,000	¥42,310
	平均値	¥45,083	¥45,743	¥44,621	¥44,451	¥42,351	¥46,734	¥44,601	¥41,895	¥42,631

※詳しくはホームページをご覧ください。

会長レポート

REPORT

7月16日
～8月15日

7月20日

甘利明議員「Vision E21 第82回セミナー」

自由民主党土地家屋調査士議員連盟顧問として日頃からお世話になっている甘利代議士の国政報告会に出席。講演として東海旅客鉄道株式会社・中央新幹線推進本部・副本部長 水野孝則氏による中央新幹線(東京都・名古屋市間)の計画段階環境配慮書の要約についての話を拝聴した。

21日

第5回正副会長会議

報告事項として

- 1 研究所関係規則の一部改正(案)について
- 2 民事法務協会の評議員選定委員会委員の推薦について

協議事項として

- 1 制度対策本部及び各種委員会委員等の選任について
- 2 日調連・全調政連・全公連による打合会の対応について
- 3 全国一斉表示登記無料相談会の開催について
- 4 東日本大震災・現地対策本部運営費の交付について

上記の協議を行った。

日調連・全調政連・全公連による三者打合せ

今期、全公連新会長に就任した柳平会長ほか全公連幹部と全調政連横山会長、小沢幹事長と日調連の正副会長を交えての今後の関連三会の協同歩調を旨として、それぞれの立場で会員の更なる向上に努めることの確認を行った。

正副会長就任挨拶回り

林、岡田、志野各副会長同行の上、普段からお世話になっている議員の先生方に就任のご挨拶に伺った。

22日

会務処理(第1回業務部会)

第1回の業務部会であったので、今後の業務部とし

ての基本的な取組みについて会長の方針を伝えた。

古川元久議員「第59回ミネルバの会」

古川元久議員の「第59回ミネルバの会」に出席。当日、講演として政策研究大学院大学(東日本大震災復興構想会議 検討部会長)飯尾潤教授による「震災復興と日本の将来」と題しての講演を拝聴した。講演の内容については、平成23年6月25日 東日本大震災復興会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～」をご覧いただきたい。

25日

日本測量者連盟役員会及び日本測量者連盟報告会

日本測量協会において、日調連会長として役員に就任。これまでの連盟としての報告を受ける。

会務処理(第1回広報部会等)

第1回の広報部会であったので、今後の広報部としての基本的な取組みについて会長の方針を伝えた。NTT空間情報株式会社と地図情報の取組みについて情報交換を行う。

塩崎議員との懇談

自由民主党土地家屋調査士議員連盟幹事長 塩崎恭久議員と岡田副会長を交え、土地家屋調査士制度及び業務開発についての課題等を申し上げ、多くのご示唆を頂いた。

26日

会務処理(第1回研修部会・第1回研究所会議・第2回財務部会)

第1回の研修部会であったので、今後の研修部としての基本的な取組みについて会長の方針を伝える。また、同日程にて開催されていた第1回研究所会議及び第2回財務部会にも出席し、同様に会長の方針を伝えた。

28日

会務処理(第2回総務部会)

第2回の総務部会であったが、新執行部での初めて

の部会であり、今年度の総務部として取り組んでいただきたい事項と、会長の方針を伝えた。

日本税理士会連合会「第55回定期総会懇親会」に出席。盛大な懇親会でした。

30日

第6回正副会長会議

協議事項として

- 1 制度対策本部及び各種委員会委員等の選任について
 - 2 平成23年度の研究所研究テーマと研究員候補者について
- 等の協議を行った。

30日～31日

第3回常任理事会

審議事項として

- 1 制度対策本部員及び各種委員会等における委員等の選任について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正(案)について

協議事項として

- 1 第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
 - 2 第1回全国会長会議の運営等について
 - 3 「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改訂)」に関するアンケートについて
- 等の協議を行った。

31日

地籍問題研究会平成23年度第1回研究会が東京大手町の日経カンファレンスルームにおいて開催されました。清水湛氏(弁護士・元広島高裁長官・元法務省民事局長)による「表示登記制度から見た地籍図」そして鯨島信行氏(社団法人農業土木事業協会専務理事)による「日本の地籍」と題してのご講演がなされた。その後に「東日本大震災と測量」そして「東日本大震災と土地登記」と題してのシンポジウムが行なわれた。各座長さん、各パネラーの方々からは貴重な発表、提言がなされた。

8月1日

会務処理(第1回社会事業部会に出席等)

第1回の社会事業部会であったので、今後の社会事

業部としての基本的な取組みについて会長の方針を伝えた。

2日

小川法務副大臣への表敬訪問

法務省副大臣室に小川法務副大臣を訪ね、就任のご挨拶をするとともに、震災復興に際しての職権による滅失登記の現状報告、また第三次補正で予算化されるであろう地図の復旧についての提案を申し上げた。副大臣においては私が東京会会長時代に東京会顧問に就任していただいたことから親しく、時間の許されるまで懇談を深めた。東京会國吉会長、東京政連市川会長ほか皆さん同席。

3日

保岡興治前議員「前衆議院議員保岡興治モーニングセミナー」が帝国ホテルで開催され、自由民主党 石原幹事長から混迷している政治情勢についての講演を拝聴した。

4日

前田武志議員「第21回前田武志政策研究会」のセミナーが第一ホテル東京で開催された。この日のセミナーは議員自らが1時間を越える政治の裏話を含め、混迷している政治状況についてのお話を伺った。

5日

古屋圭司議員「衆議院議員古屋圭司政経フォーラム」がホテルルポール麹町で開催され拝聴した。

関係機関職員との意見交換会を東京ドームホテルにて行う。同席者に関根副会長、竹谷専務理事。

9日

明海大学にて「東日本大震災が与えた不動産、生活、ビジネスへの影響 今後私たちはどうすべきか?」と題してのシンポジウムが行なわれ、その中のパネルディスカッションにパネラーとして参加。

11日

清水英範教授と東京大学の研究室にて面談。関根副会長同席。

12日

山野日章夫教授と連合会で面談。関根副会長同席。

7月

21日

第5回正副会長会議

<報告事項>

- 1 研究所関係規則の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 制度対策本部及び各種委員会委員等の選任について
- 2 日調連・全調政連・全公連による打合会の対応について
- 3 全国一斉表示登記無料相談会の開催について
- 4 東日本大震災・現地対策本部運営費の交付について

22日

第1回業務部会

<協議事項>

- 1 平成23年度業務部事業の具体的執行計画について
- 2 業務部所管の各委員会等について

25日～26日

第1回研修部会

<報告事項>

- 1 eラーニングの不具合について
- 2 第6回土地家屋調査士特別研修について

<協議事項>

- 1 平成23年度研修部事業の具体的執行計画について
- 2 各種委員会の委員選任(案)について
- 3 電子会議について

25日～26日

第1回広報部会

<報告事項>

- 1 明海大学実地研修の受入について
- 2 実施済みの平成23年度広報部事業について

<協議事項>

- 1 広報部の運営に関する事項
- 2 平成23年度広報部事業の具体的執行計画に関する事項

25日～26日

第2回財務部会

<報告事項>

- 1 土地家屋調査士会「専門事業者賠償責任保険」の加入継続について
- 2 連合会の財務に関する打合せについて

<協議事項>

- 1 平成23年度財務部事業の具体的執行計画について
- 2 常任理事会及び理事会等における役員の交通費及び宿泊費の計算方法と支給方法の変更について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部変更について
- 4 土地家屋調査士賠償責任保険における全員加入の具体的な方策について
- 5 団体定期保険制度の加入促進策及び見直し、並びに共済会特別会計の今後の運営について

26日～27日

第1回研究所会議

<協議事項>

- 1 平成23年度の研究所運営及び研究方針について
- 2 研究員候補者の選考について
- 3 研究所会議の開催及び運営方法について

28日

第2回総務部会

<協議事項>

- 1 平成23年度総務部事業の具体的執行計画について
- 2 平成23年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 3 平成23年度第1回全国会長会議の運営等について
- 4 連合会会則施行規則及び連合会研究所規則の一部改正(案)について
- 5 土地家屋調査士会からの照会事項について

30日

第6回正副会長会議

<協議事項>

- 1 制度対策本部及び各種委員会委員等の選任について
- 2 平成23年度の研究所研究テーマと研究員候補者について

30日～31日

第3回常任理事会

<審議事項>

- 1 制度対策本部員及び各種委員会等における委員等の選任について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正(案)について

<協議事項>

- 1 第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 第1回全国会長会議の運営等について
- 3 「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改訂)」に関するアンケートについて

8月

1日

第1回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成23年度社会事業部事業の具体的執行計画について
- 2 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
- 3 境界問題相談センターの支援等に関する事項
- 4 日本司法支援センター(法テラス)に関する事項
- 5 公共嘱託登記関連業務に関する環境整備に関する事項
- 6 各会が取り組む防災協力等、公共・公益に係る事業の推進及び災害復興支援対策本部に関する事項

5日

第2回特別研修運営委員会

<報告事項>

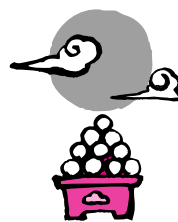
- 1 土地家屋調査士特別研修の全般的な内容について
- 2 第6回土地家屋調査士特別研修の進捗状況について
- 3 第7回土地家屋調査士特別研修の進捗状況について

<協議事項>

- 1 役割分担について
- 2 第6回土地家屋調査士特別研修の考査以降の対応について
- 3 第7回土地家屋調査士特別研修について

ち ょ う さ し 俳 壇

第316回



晩夏

水上陽三

晩夏光我にも宿題あるごとし
蓮咲くと翅あるものの出入せり
日没を合図に烏瓜の花
裂帛の気合いを欠けりはたた神
文明の例へば落雷予報かな

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

かなかなや和算の円理丸ばかり
空蟬のすがる尼寺冠木門
鷹渡る手漕ぎの舟の傾けり
寺子屋のありし跡地やつづれさせ
露の世にさざれ石の崩れざる

岐阜 堀越貞有

少年の西瓜抱へて象の上
アオザイの青色映ゆる星月夜
ひぐらしや月並なこと月並に
段々と会話艶めき竹牀几
駒草やこれが見納めかも知れず

茨城 島田 操

みちのくの空に耀ふ天の川
嫁ぎたる娘の分も足し大根撒く
風鈴に風の余れる柚の家
終戦忌真空管といふラジオ
立秋や魚の名前の雲流る

東京 黒沢利久

遠雷や津波に消えし人の数
食卓の賑はひにあり夜の蟬
サイパンに骨まだ残る敗戦日
一閃二閃被災地の夏つばめ
八月の母の忌祖母の忌過ぎゆけり

埼玉 井上晃一

大空の白き浮き雲田水沸く
そそくさと釣竿たたむはたた神
朝顔やバスに乗り込む老人ら

今月の作品から

水上陽三

清水正明

かなかなや和算の円理丸ばかり

私も旅の何処かの神社の内陣で和算の奉納額を見た記憶があるが、内容は直ちに理解し難いものだったという記憶が有る。この円理の算額が何処に保存されているのか分らないのが残念である。いずれにせよ古い和算の算額は元禄時代のものからのもが各地に現存している話は聞く。特に解析学に関連する円理は、西洋の数学に勝るとも劣らないと言われている。このように和算の算額を詠んだ俳句は珍しいので取り上げた。

堀越貞有

駒草やこれが見納めかも知れず

駒草は、ケシ科の多年草。高山植物として著名である。この句は「通りの解釈が成り立つが、心象的な作品として、すでに高齢を迎えた現在このような高地を訪れるのも最後かもしれないとするか、

今年この花を見られるのはもう最後であろうとする解釈である。いずれにしても見納めと言う重い言葉に心が残る。

島田 操

嫁ぎたる娘の分も足し大根撒く

親心の有り難さがしのばれる。嫁に行つた娘は農家ではないので、沢庵用に娘に分け与える分として一畝多く撒いたのであろう。

黒沢利久

食卓の賑はひにあり夜の蟬

最近の俳句界は機知に富んだ流行の句が持てはやされる傾向にあるようだが、この句のように不易の生活句も捨て難い。

都会は照明が溢れ昼夜の別が曖昧になってしまった。従つて蟬も宵の口にはよく鳴いている。家の中では夕餉の膳に家族の団欒が続いている。そんな時蟬の鳴き声が響いて来たのである。

余白に書く。今月の投句に、

息災を茅の輪にねんじ潜りを

という句が有りました。茅の輪は六月の晦日に行う名越の祓で、半年間の穢を祓うため神社で茅の輪を作り参詣者が潜る行事である。季語もあり言わんとすることも良く分かり俳句らしいものにはなっている。しかし、このままでは散文的で俳句とは言い難い。思っていることを素直に表現することを心掛けることによって、一步一步俳句の上達を考えてほしいと思う。この句は報告的内容で上品な俳句とはいえないが、まず次のような表現から次を考えたい。

息災を念じ茅の輪を潜りけり

団体定期保険加入者募集

最高保険金額は 2,000 万円（災害死亡時3,000 万円）の保障。

配当の還元もあり（平成 22 年度配当率 約14.4%）有利な制度。

未加入の方は是非、この機会に加入されますようお願いいたします。

（財務部）

平成 24 年度の団体定期保険の加入時期となりました。

昭和 45 年から実施してまいりました「日調連団体定期保険共済制度」も、42 回目の更新を迎えることになります。

不慮の事故を中心に充実した保障が得られ、事務所が補助者のために負担した保険料は全額必要経費になりますので、事務所の福利厚生制度としても最適です。

未加入の方は、これを機会に是非加入されますようお願いいたします。

〈この制度は〉

- ① 土地家屋調査士だけが利用できる独自の団体保険共済制度です。
- ② 安い掛金で大きな保障が得られます。
- ③ 契約は1年ごとに更新となりますので、その都度必要保障額を設定することができます。
- ④ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金は、配当金としてお返しします。（平成 22 年度 配当率約 14.4%）
- ⑤ 加入時の診査もなく、手続きが簡単です。
- ⑥ 一般の生命保険と同様に税法上の特典もあります。

〈加入できる方は〉

- ① 本会会員と補助者および会員が雇用しその業務に従事している方で満 14 歳 6 カ月を超え、70 歳 6 カ月未満の方（年齢は平成 24 年 1 月 1 日現在のもの）
- ② 現在健康で正常に就業、勤務されている方。

〈加入できる額は〉

今回から 1 口 100 万円のコースを新設いたしました。加入できる口数は、次の①～④の各口数です。

- ① 満 14 歳 6 カ月を超え 60 歳 6 カ月までの方は、1 口、2 口、3 口、5 口、7 口、10 口、15 口、20 口
- ② 満 60 歳 6 カ月を超え 65 歳 6 カ月までの方は、1 口、2 口、3 口、5 口、7 口、10 口
- ③ 満 65 歳 6 カ月を超え 70 歳 6 カ月までの方は、1 口、2 口、3 口、5 口
- ④ 満 70 歳 6 カ月を超え 75 歳 6 カ月までの方は、1 口、2 口、3 口（継続加入者に限ります）

〈保険期間は〉

平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日です。以降毎年更新し継続します。

〈加入と保険金額変更の手続きは〉

1 月、4 月、7 月、10 月の各 1 日付けで年 4 回取り扱います。

◆ 新規加入（増口・減口）を希望される方

「土地家屋調査士団体定期保険制度」のご案内と「土地家屋調査士団体定期保険制度連絡票」（FAX 用紙）を各土地家屋調査士会から配布しますので、保険会社と連絡したいときは、FAX にて所属の土地家屋調査士会へ「連絡票」を返送してください。この「連絡票」により加入手続き等のご案内をいたします。

取扱保険会社 日本生命・住友生命・明治安田生命

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成23年7月 1日付			
東京	7670	滝澤 由紀	東京 7671 内山 晋樹
新潟	2175	池田 和弘	大阪 3130 林 昌弘
大阪	3131	藤本 雅也	京都 837 堀内 広正
愛知	2780	伊藤 卓	愛知 2781 大須賀 亮
福井	428	齊藤 満	広島 1830 須山 弘司
岡山	1350	沖田 昭	大分 813 亀井 孝士
香川	691	品治 功起	
平成23年7月11日付			
東京	7674	岩切 秀仁	埼玉 2498 松山 勝憲
埼玉	2499	杉本 雅裕	千葉 2096 古川 宏
千葉	2097	佐用 朋貴	長野 2561 高林 智洋
大阪	3132	南口 浩	大阪 3133 白敷 功
滋賀	420	川瀬 善行	愛知 2782 鈴木 良剛
福岡	2189	江頭 勉	青森 753 柿崎 博
平成23年7月20日付			
滋賀	421	伊藤 高昭	岡山 1351 大元 健示
佐賀	539	古川 英明	札幌 1157 佐々木昌也

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年1月31日付	大阪	2381	山下 孝生
平成23年5月 1日付	岩手	1118	西村 昇
平成23年5月14日付	愛知	1750	森山 至誠
平成23年5月30日付	長野	2007	入原 恒男
平成23年6月 4日付	神奈川	2748	目黒 喜平
平成23年6月17日付	神奈川	1626	小川 進
平成23年6月20日付	札幌	640	佐々木昇一
平成23年7月 1日付			
東京	2153	桜井 光利	東京 5571 道下 藤三
東京	6090	齋藤 正義	静岡 1450 大隈 晃
大阪	283	奥田 義一	三重 749 坂井とも子
山口	936	西田 泰則	岡山 1103 小田原範恵
熊本	737	木村 幸治	宮崎 505 野村 淳三
香川	484	香川 茂己	
平成23年7月11日付			
東京	5602	山下 藤則	東京 5624 佐藤 忠彦
千葉	220	鈴木 孝	千葉 1170 伊藤 宣二
三重	570	杉谷 昇一	広島 1427 廣中 章
岡山	1210	寺師 紘一	熊本 886 荒木 辰巳
平成23年7月20日付			
栃木	120	秋元 義男	栃木 540 桑久保 昇
栃木	596	奥村 則子	静岡 1501 中島 繁光
沖縄	183	湧川 弘一	沖縄 327 波平 忠雄
岩手	1065	菅原 一雄	

長野会

「南牧村に設置した第Ⅷ系原点の移動観測の結果とやぐらの補修報告」

松本支部 三原 雅



『会報ながの』第183号

先月6月26日移動観測の結果とやぐらの補修を行いました。

東日本大震災とその翌朝の栄村を中心とした長野県北部地震は私たちにも大きな影響を与えています。そんな中、2年前に設置したⅧ系原点も移動してしまったようです。

国土地理院でも日本経緯度原点を測量したようですので、Ⅷ系原点も移動量の観測をしてみましょうとのことで集まった有志、人数は8人、集合時間は朝8時相変わらずです。

昨年9月に建立したやぐらのペンキ塗り直しと風で落下した名札の取り付け、ついでに移動量も

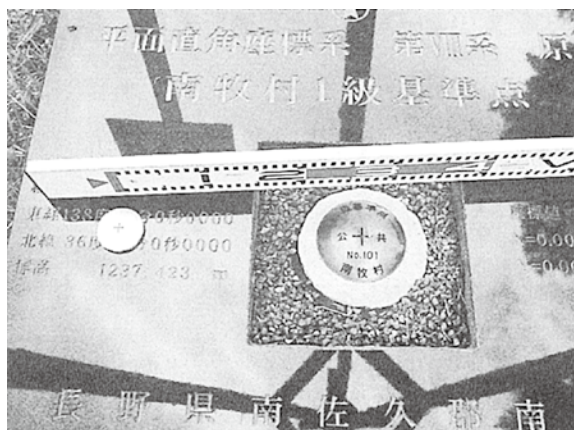
ざっと測ってみましょうか？とのことでした。観測は原点付近の偏心点(松の木から少し離れた場所に新設)と方位標の2級点の2箇所をRTK測量で行い、偏心点からTSにて移動してしまった原点標識を観測し、移動量を確認すると共に、今の原点位置に真鍮の砲金を取りあえず両面テープで固定しました。

いざとなると、ミリ以下で設置の要求をするなど、測量好きの集まりは変わりません。東方へ258ミリ、南方へ8ミリ、上方へ70ミリほど(RTKですが)の移動でした(ここも何故か8が多くでてきます)。

原点位置は、標識盤(御影石)の上には何とかとどまっていた。

結果的に近隣の電子基準点(川上)の移動量と水平位置・高低の移動量がほぼ合っていてRTKも捨てがたいと思いました。(川上の移動量は地震前と地震後の公表座標値の比較によります)。

やはり、Ⅷ系原点の標識と座標値は $X=Y=0$ mで、成果簿も0でないと…との意見もありますので、どうするのが良いか？新旧両方の位置も表示出来た方が、一般的にも分かり易いしと色々案を考えています。



「早朝の散歩」

飯山支部長 小林 孝夫

「おはようございま〜す」と早朝の散歩。我が家の愛犬さくらが3月25日に亡くなり13年間のさくらとの散歩を終えた。

春先のためか我輩の腹もだいぶメタボっぼい。飯山支部会員も数人は完全なメタボ。これじゃいい仕事ができない、まずは基礎体力からと始めた。

自宅から東山公園の如法寺観音堂までの往復約40分程度である。東山公園は昔から桜の名所であり近年公園として大分整備され、観光案内ではないが如法寺、霊閑寺、無相大師弘法堂のほか、中野市土人形資料館、めぐり逢いの丘等があり、また山頂鴨ヶ岳へのト

レッキングコースも整備されており1000回以上登頂する人も多数いる名所であります。

公園入口から観音堂まで急傾斜な石段・石畳が続くが心肺の高鳴りを無視して一気に歩き登る。ちょっときついが気持ちが晴れる。

祈願であるが最初の頃は家族が健康でありますように。景気がよくなりますように。ゴルフがもっと上手くなりますように。ほかあれこれ。最近では生かされている事にただ感謝、感謝。無の境地である。

お天道様のエネルギーを胸いっぱい吸い込む。うーむ燃えるようだ。向こうから真っ赤なスウェッ

トに深くかぶったバイザーの子がやって来る。顔はよく見えないが白い肌、そしてピアス。「おはようございます」と声をかけられ、我輩も「おはようございま〜す」と弱冠声が裏がえる。このときめきがいい。

健康ブームで既に多数の会員さんも実行されていると思われるが、散歩を続けてみて最近身体が疲れなくなった。好調である。

但し書。体調が良いからお酒(特に生酒)の飲みすぎには注意しましょう。時に大虎になる事もあります。知る方の方に、反省・陳謝そして感謝。



如法寺観音堂の急傾斜な石段



めぐり逢いの丘

大阪会

「大震災被災地へ向けて救援物資リレー
全国の仲間が温かい繋がりと協力で一致」

堺支部 京谷 智弘



『土地家屋調査士 大阪』第302号

3月11日、地震の発生時、私は車を運転していたため全く気付きませんでした。家に帰りそのまま研修に出かけたので、地震の惨状を知ったのは夜になり bobsap という全国青年調査士会のメーリングリストでの宮城県会長の安否確認のメールでした。

そのメールから bobsap の勢いは止まりませんでした。私も何かをしたいと思い、同期の先生に相談しましたが「下手に動くと迷惑になる。神戸の時がそうだった」と言われ、何もできないのかとあせりと悔しさを感じました。

3月15日の bobsap で「第1次補給隊」と題されたメールに、兵庫の先生が車両と通行許可書を準備できたので、滋賀の栗東に集合してから現地向かうと書かれていました。新潟を拠点にして、許可書を持っている兵庫の先生が、物資を被災地の調査士会に運ぶ作戦

でした。われわれはそれに便乗することにし、急いで物資を確保するために動きました。

この時は、水とガソリンの携行缶が不足しているということで、この二つを重点的に探しましたが、4日も経っているため、どこに行っても売り切れでした。あきらめかけていると、1店舗だけ水を買っている店があり何とか購入し、そのまま滋賀の栗東に向けて出発しました。

栗東に着いてみると、たくさんの先生方が集合していました。積み込みを手伝っている間にも何人かの先生方が来られ、トラックはすごい量の水等の物資でいっぱいになりました。この時来ていたのは、京都、兵庫、大阪、滋賀、さらには岡山から兵庫にリレーされてきた物資もありました。

今回われわれ大阪部隊は滋賀まででしたが、本隊はそのまま石川、

新潟に行き、現地入りしました。ほかにも、岐阜や愛知からも新潟に向かって行ったようです。翌日の午前7時には新潟到着、午前11時には仙台に到着とメールがありました。そんなこんなで第1次補給隊は無事成功しました。

第2便には時間の都合上、われわれは参加できませんでした。

3月18日の第3便では、もう大阪では物資が手に入りにくく、同期の先生2人と兵庫まで朝から買い出しに行きました。その時は、水だけではなく食料やカイロ、携行缶、ポリタンク等を車一杯になるまで購入しました。そして夕方に先輩先生の事務所で大阪会の物資を受け取り、岐阜に向けて出発しました。先輩には、次の日に出発するように勧められていましたが、テンションが上がっていたわれわれは、そのまま出発し、午前1時くらいに岐阜に着き、正午に



集まった救援物資



積み込み作業を終えて(岐阜会にて)

岐阜県調査士会に物資を届けました。この会では、三重、大阪、岐阜、福井からの物資が集まっております、この時もトラックが満載になりました。そしてこの便も、次の日に無事到着したとのメールが来ましたので、ミッション完了となりました。

知らない者同士が、こんなに力を合わせて何かをするという機会はなかなかありません。今回のことで、少しでもお手伝いできたことがありがたく、大勢の方々との繋がりや協力、被災地の方のことを思う心は素晴らしいものだと感じました。

被災地の方々のことを思うと、簡単に「がんばれ」とはとても言えませんが、私たちはまだまだ震災で手伝えることはたくさんあると思いますので、これからも手伝えることがあれば、どんどん動いていこうと思います。

奈良会

「東日本大震災復興支援ボランティアについて」

奈良第二支部 杉本 勝英



『なら』第226号

東日本大震災被災地の復興が、なかなか進んでいない様子です。インターネット等によると、支援ボランティア募集の記事が日に日に増えて来ています。

被災地の復興に少しでも御協力出来ればと思い、私と娘(三女)の二人で5月26日早朝出発、29日深夜帰宅、にて参加して来ました。(片道1,000キロ余、軽自動車で約14時間)

実働は27日28日の二日間のみで、たいしたことは出来ませんでしたが、何らかのお役には立てたと思っております。現地は被災後2ヶ月半になるのに、被災当初のTV映像と同じです。ほとんど片付いていません。その中を毎日数百人のボランティアが、少しでも被災者のお役に立とうと頑張っておられます。

私たちは北上青年会議所の皆様のお世話になり、釜石市災害支援ボランティアセンターに登録をし、被災地の片付けのお手伝いをさせていただきました。

第1日目は、津波に洗われた庭先の砂利の洗浄でした。好天のため、一輪車に砂利を積みおろしするたびに、粉塵が舞い上がります。被災者の方々はこのような劣悪な環境におられるのです。

第2日目は、庭先や花壇に積もった津波による泥の掻き出しや、漂着した家屋の残骸の移動(撤去ではありません。少しでも生活し易いように散らばっている残骸の山を1カ所に集めます。)

ボランティア全員が注意していたにもかかわらず、釘を踏み抜いた方がおられました。私たちは長靴の中に踏み抜き防止用の鉄板入

りの敷皮を敷いていたため怪我はしませんでした。雨のため雨具を着ての作業で動きにくかった為でしょう。

今回の参加には娘の勤務先の社長さんにもお世話になりました。2日間の休暇とETCカードの貸与有難うございました。又、公嘱協会奈良第二支部社員からの激励のお言葉等も励ましになりました。(何せ私は68歳の「高齢者」ですから)

次回には長女、二女も参加し、最少でも4人でボランティアに参加する積もりです。「会報なら」に、この文章が載る頃には多分参加して帰って来ていると思いますが、機会が有るたび3回目4回目と参加するつもりです。皆様の中でご協力いただける方がおられればお知らせ下さい。いつでも同行させていただきます。

又、ボランティアでなくとも、観光旅行のついででも良いので、いずれかの被災地へ行き自分の目で現状を確認される事をおすすめいたします。二次元映像とは全然違う真実を眼の当たりにすれば考えも変わると思います。(私は変わりました!)

編集後記

ずんだ餅

9月は秋の彼岸があり、全国的に「お萩」を食べる習慣があります。お萩は「あんこ」や「ゴマ」や「くるみ」でくるのであるのが主流でしょうが、仙台のメインは「ずんだ」であります。

「ずんだ」とは、枝豆をゆでて、外側の皮と内側の薄皮をむいて、すりつぶしたものをいいます。これに砂糖をたっぷり加えて甘くします。これで半殺しにしたもち米をくるんで「ずんだ餅」ができあがります。家庭では、おもてなしをするときに作っておりましたが、餅屋さんでも取り扱ってありました。

生の枝豆にこだわり、シーズンの夏の間だけ「ずんだ餅」を店頭で並べていた餅屋さんがありましたが、このごろは餅屋そのものがなくなってきてしまい、寂しい限りです。

「ずんだ」は、福島市では見るが盛岡市にはないと聞きましたので、調べてみましたら岩手県の南から、宮城県、山形県、福島県、栃木県北部の郷土料理の材料になっているとのこと。近年、「エダマメ」として世界中で食べられているものですが、すりつぶしたものは、日本でもか

なり限られた地域の食材であるとわかり驚きました。

山形の旅館で、塩味のずんだと若いアケビの皮とを和えたものがお膳に出てきたのにも驚きました。アケビは、秋が深まって皮が割れてから、中の白い果実だけを食べるもの(黒い種が邪魔にはなるが)と思っていましたので、同じものでも食べるところと捨てるところが、全く逆なことに對し感心して、妙に納得いたしました。

「ずんだ」も商品の差別化と冷凍技術の進歩で、山形県庄内の「だだちゃ豆」や宮城県「仙台ちゃ豆」のずんだが出てきており、スイーツの食材にもなって、一年中食べられるようにもなりました。また、「黒ずんだ餅」なるものも店頭で並んでおります。シャレではありませんが、「黒ずんで餅」ではなく、真っ黒な餅と真っ黒なずんだであります。

季節感があふれ、みどり色が鮮やかな食べ物が時代の変化とともに色々に変ってきております。「黒ずんだ餅」を見ながら、複雑な気持ちになった次第であります。

広報部次長 岩淵正知

土地家屋調査士

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



2011年・12年合格目標

短期合格ならLEC!

土地家屋調査士+測量士補

事務所勤務者割引 20%割引

土地家屋調査士事務所にお勤めの方で、土地家屋調査士取得を目指す方は、必要書類のご提出でLEC土地家屋調査士講座の一般価格(200,000円以上の講座に限り)から20%割引をいたします(他の割引との併用はできません)。必要書類：社員証コピー(全面)、もしくは事務所発行の在籍証明書(要社判) 詳細はお問合せください。

2012年合格目標

初級コース

徹底解析編
無料体験会[開講日]

生
クラス

予約
不要

参加
無料

★一発合格
お祝い金制度が
あります。

★教育訓練給付制度
対象コースがあります。

※対象コースはホームページをご覧ください。

梅田駅前 ◆10/16(日) 9:30~12:00	岡山 10/16(日) 9:30~12:00
水道橋 ◆10/15(土) 9:30~12:00	広島 10/23(日) 9:30~12:00
横浜 10/15(土) 9:30~12:00	名古屋駅前 10/29(土) 9:30~12:00
福岡 10/15(土) 14:00~16:30	仙台 ◆10/1(土) 15:00~17:30

◆マークは全体構成の開講日です。

2011年筆記試験合格者対象

11口述模擬試験<完全Web予約制> 11/3(祝)・5(土)・6(日)実施予定

マンツーマンで模擬試験を実施します。万全の体制で口述試験に臨みましょう。
実施予定校：中野・札幌・名古屋駅前・梅田駅前・岡山・広島・福岡・仙台 ※本校により実施日は異なります。

2012年 中上級(レベル別)コース

12合格力完成コース

通信開講日

開講中

通学開講日

10/8^土

通学実施校：梅田駅前・水道橋・横浜・福岡・岡山・広島・名古屋駅前・仙台北校
※本校により生講義実施回数が異なります(答練解説が一部ビデオ講義)。詳細はお問合せ下さい。

12スーパー特訓コース

通信開講日

10/27^木

通学開講日

11/6^日

通学実施校：水道橋本校(他にもビデオ実施校があります。)

●お得意な各種割引制度はホームページにてご確認ください。(※)通学開講日は本校により異なります。
●通学開講日当日は無料体験できます。

LEC 土地家屋調査士

検索

れっく LEC 東京リーガルマインド

LECコールセンター



0570-064-464

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 ■月～日・祝 9:30～21:30

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。

※固定電話・携帯電話共通(PHS・IP電話はご利用できません)。

www.lec-jp.com

[LECモバイル] www.lec-jp.com/i/ (iモード・EZweb・Yahoo!ケータイ)



最新情報は
こちらから
CV1108001

この広告物は発行日現在のものであり事前の告知なしに変更する場合があります。予めご了承下さい。発行日：2011年9月15日 / 有効期限：2011年10月14日 著作権者 株式会社東京リーガルマインド © 2011 TOKYO LEGAL MIND K.K. Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。